

# 平成 29 年度 横浜市総合教育会議 次第

日時 平成 29 年 11 月 17 日（金） 11 時 00 分～12 時 00 分

場所 横浜市開港記念会館 1 号室

1 開 会

2 市 長 挨 拶

3 協 議

「横浜教育ビジョン 2030（仮称）」素案（案）について

4 報 告

いじめ重大事態に関する再発防止策の進捗状況について

5 閉 会

## 【配付資料】

資料 1 「横浜教育ビジョン 2030（仮称）」素案（案）

資料 2 いじめ重大事態に関する再発防止策の進捗状況について

参考 1 横浜教育ビジョン

参考 2 いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書

参考 3 横浜市教育大綱

参考 4 横浜市総合教育会議運営要綱

# 横浜教育ビジョン2030（仮称）

## 素案（案）

横浜市教育委員会

## 1 横浜の教育が目指す人づくり

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

## 2 横浜の教育が育む力

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育んでいきます。

### 知 生きて はたらく 知

- 基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決する力
- 主体的に考え、意欲的に学び続ける力
- 知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きる力

### 徳 豊かな心

- 自分を大切にし、しなやかに生きる力
- 自分を律する態度と人を思いやる優しさ
- 「本物」に触れることで育む豊かな感性

### 体 健やかな体

- 自ら健康を保持増進しようとする態度
- 体力づくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力
- 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度

### 公 公共心と社会参画

- 自分の役割や働くことの意義を理解し、行動する力
- 横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働する力
- 夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度

### 開 未来を開く志

- 自分を見つめ、多様性を尊重し、共生する力
- グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力
- 進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

## 3 横浜の教育の方向性

### 多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します

多様性を尊重し、つながりを大切にしながら、次の四つの方向性に沿って施策や取組を進めます。

#### 1 子どもの可能性を広げます

##### 主体的な学び

主体的な学びを引き出し、様々な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばします。

##### 創造に向かう学び

よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する機会を創出します。

##### 支え合う風土

相手と心から向き合うこと(想<sup>おも</sup>)<sup>※1</sup>を大切に、多様な価値観を認め、支え合う風土を醸成します。

##### 学びと育ちの連続性

幼児期から社会的自立までの成長過程における学びや育ちの連続性を大切にします。

#### 2 魅力ある学校をつくります

##### 安心して学べる学校

教職員が子どもの理解を深め、いじめなどの課題をチームで解決し、安心して学べる学校をつくります。

##### 地域資源を活かした学校

地域資源を活かしながら、「社会に開かれた教育課程」<sup>※2</sup>を実現します。

##### いきいきと働く教職員

子どもが豊かに学び育ち、教職員がいきいきと働くことができる学校をつくります。

##### 学び続ける教職員

教職員は自ら学び続け、資質・能力の向上を図り、使命感や情熱を持って職責を果たします。

#### 3 豊かな教育環境を整えます

##### 安全・安心な環境

学校施設の計画的な建替えや保全等を進め、子どもの安全・安心を確保します。

##### 地域とともにある学校

地域とともに子どもをよりよく育む教育環境を整えます。

##### 市民の豊かな学び

生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、市民の学びの環境を整えます。

#### 4 “オール横浜”で子どもを支えます

##### 家庭教育の支援

家庭は子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図り、行政は家庭教育を支援します。

##### 多様な主体との連携・協働

学校、家庭、地域、関係機関、企業等が連携・協働し、子どもの成長を支えます。

##### 切れ目のない支援

教育と福祉、医療等の連携により、子どもを切れ目なく支援し、自立と社会参画に向けた学びや発達を保障します。

※1 いじめをなくすために、「横浜子ども会議(2013(H25))」で子どもたちがまとめたアピール文より

※2 2017(平成29)年3月公示の学習指導要領より。「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むという考え方。

## 1 横浜の教育が目指す人づくり

# 自ら学び 社会とつながりともに未来を創る人

新しい知識や技術が生まれ、社会の構造や仕組みが大きく変化中、社会の動向を的確に捉えて行動するためには、主体的に考え、意欲的に学び続けることが重要です。

また、多様な人々と協働しながら、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開くことができるよう、コミュニケーションを図り、思いやりの心を持って相手と接することができ、多様な人々や社会と積極的につながることが重要です。

そこで、自分の個性や能力を活かしながら、夢や目標の実現に向かってチャレンジする「自分の未来を創る人」を育みます。また、他者と協働しながら、問題を発見し解決することで、よりよい社会や新たな価値の創造につなげる「社会の未来を創る人」を育みます。

## 2 横浜の教育が育む力

### 知 生きて はたらく 知

#### ○基礎・基本を身に付け、自ら問題を発見し、よりよく解決する力

いつの時代でも、基礎・基本は学習や生活の基盤となりますが、これからの時代を生き抜くためには、社会とのつながりを考えながら学んだことをどのように使っていくかが大切です。そのため、多面的・多角的な見方や考え方で問題を発見し、身に付けた知識や技能を使って思考力・判断力・表現力等をはたかせながら、よりよく解決していく力を育みます。

#### ○主体的に考え、意欲的に学び続ける力

膨大な情報が急速に広がり、社会が大きく変化していく時代においては、新しいことに対する好奇心を持ちながら、変化に前向きに対処する態度や、物事をよりよくしていこうとする意欲が、生きていく上での原動力となります。そのため、情報の中から必要なものを選択し、的確に社会の動向を捉えるために、主体的に考え、学ぶことの意義や楽しさを感じながら意欲的に学び続ける力を育みます。

#### ○知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きる力

多様化、複雑化する社会を生きていくためには、社会で起きていること背景や本質をつかみ、それらに柔軟に対応していくことが重要です。そのため、様々な情報を多面的・多角的に精査したり、知識を相互に関連付けたりして、物事を深く考え、真理や本質を見極める力を磨きます。そのうえで、学びを人生や社会とつなげ、豊かな発想をもとに、知恵をはたらかせて生きる力を育みます。

## 徳 豊かな心

### ○自分を大切にし、しなやかに生きる力

「全国学力・学習状況調査（2017（H29）」の結果、「自分には良いところがある」と答えた横浜市の小・中学生の割合は全国より低い状況です。自己肯定感、自信をもって物事に取り組み、困難を乗り越える力の源となります。そのため、自己理解を深め、自分をかけがえのない存在として大切に育みます。また、積極的に周りに相談するなどして、変化に柔軟に対応したり、助けを求めて困難を乗り越えたりすることができるような、しなやかに生きる力を育みます。

### ○自分を律する態度と人を思いやる優しさ

日常生活の様々な問題や自分の生き方についての課題に直面したときに、自分の主体的な判断の下に行動することが重要です。そのため、自立的な生き方や社会の形成者としてのあり方について自ら考えたことに基づいて、よりよく生きるための行為を自分の意志や判断によって選択し行動する態度を育みます。また、自立した人間として他者と共によりよく生きることができるよう、相手の立場や気持ちを思いやって行動できる優しさを育みます。

### ○「本物」に触れることで育む豊かな感性

自然体験や生活体験が豊富な子どもほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高いという調査結果（青少年の体験活動に関する実態調査（2014（H26）））があります。身近な自然から得られる発見・感動、人と人がじかに触れ合うあたたかな交流や伝統的な文化芸術等の情緒豊かな世界など、様々な「本物」に触れる体験を通じて、豊かな感性を育みます。

## 体 健やかな体

### ○自ら健康を保持増進しようとする態度

横浜市では、いつまでも元気に自分らしい毎日を過ごせるようにするため、「自分のできることから健康づくりを楽しむ」ことを掲げ、様々な取組を進めています。食生活の大切さを理解し、規則正しい生活習慣や楽しく運動する習慣等を身に付けることで、自分の健康を保持増進しようとする態度を育みます。

### ○体カづくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力

「小中学校児童生徒体力・運動能力調査（2016（H28）」によると、横浜市の小・中学生の体力は、相対的に低い状況にあり、運動をする子どもとそうでない子どもの二極化傾向が見られます。体力は、意欲や気力といった精神面の充実にも深く関わっており、人間の健全な発達や成長を支え、より豊かで充実した生活を送ることにもつながります。そのため、運動機会の創出や教員の指導力向上等を図ることで、自分の体カづくりに取り組み、心身ともにたくましく生きる力を育みます。

### ○生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度

運動やスポーツには、粘り強くあきらめないで取り組み、目標を達成する喜びがあります。また、それぞれの興味関心に応じて親しむことで、生活をより豊かに送ることができます。「ラグビーワールドカップ2019」「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」を一つの契機とし、子どもの運動やスポーツに対する関心を高め、障害の有無を問わず、生涯にわたって運動やスポーツを「する、みる、支える、知る」と多様な関わり方で親しむ態度を育みます。

## **公** 公共心と社会参画

### ○自分の役割や働くことの意義を理解し、行動する力

「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（2013（H25）」の結果、社会問題への関心や自分の社会参加について、日本の若者の意識は諸外国と比べて低い状況です。そのため、学んでいることを社会と関連付ける工夫等を通じて、自分の身近な出来事や社会問題への興味関心を高めます。そのうえで、家庭や地域における役割も含めた幅広い視点で働くことの意義を理解し、社会的・職業的自立に向けて、自分の役割と責任を自覚し、行動する力を育みます。

### ○横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働する力

大規模災害の発生を契機に、改めて地域や社会の絆の重要性が認識されています。横浜では、多くの市民が横浜に対して愛着や誇りを感じており、豊富な人材と、活発な市民活動が特徴です。日頃から、横浜の魅力を発見する機会や、地域社会とのつながりについて学ぶ機会を通じて、地域や社会がよりよくなるために自分ができることを考え、他者と協働しながら課題解決を図ることができる力を育みます。

### ○夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度

「全国学力・学習状況調査（2017（H29）」の結果、将来の夢や目標を持っている横浜市の小中学生の割合は全国と比べて低い状況です。様々な分野で活躍する人や身近な尊敬できる人との出会い等を通じて、自分らしい夢や目標を持ち、生き方を考えようとする態度や、よりよい社会をつくるための夢や目標に向かって、自ら考え行動し続ける態度を育みます。

## **開** 未来を開く志

### ○自分を見つめ、多様性を尊重し、共生する力

グローバル化や価値観の多様化が一層進む中、年齢や性別、国籍や文化の違い、障害の有無等に関わらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現が求められています。そのため、自分の内面と向き合いながら、自他の違いを受け止めた上で、価値観や背景の異なる相手ともコミュニケーションを図りながら、共感的に理解したり、合意を形成したりしながら、共に生きていく力を育みます。

### ○グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力

経済、社会、環境をめぐる地球規模の課題が深刻化する中、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成を目指し、世界中の国や企業、市民団体等が取組を進めています。そこで、横浜や日本の歴史や伝統文化を深く理解した上で、世界で起きている出来事にも幅広く関心を持ち、持続可能な社会の実現に向けて、身近なところから行動する力を育みます。

### ○進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

横浜は開港以来、国内外から人が集まり、常に新しい技術や文化を積極的に取り入れていく進取の精神が育まれてきました。急速に変化する社会では、その先に起こる変化を予測し、行動することで、新たな未来を切り開いていくことが求められます。そのため、横浜がこれまで培ってきた進取の精神や国際都市としての多様性を強みとして、既成概念や慣習を打破してイノベーションを起こすなど、新たな価値を創造しようとする態度を育みます。

### 3

## 横浜の教育の方向性

### 多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」を目指して、多様な価値観や個性を尊重し、子どもや学校を取り巻く、様々な「ひと、もの、こと」のつながりを大切にします。そのうえで、次の四つの方向性に沿って施策や取組を進めます。そのために、学校や行政だけでなく、保護者、地域住民、関係機関、企業等、子どもの成長に関わる人が、方向性を共有し、一体となって推進します。

#### 1 子どもの可能性を広げます

□主体的な学びを引き出し、様々な教育的ニーズに応じて、個性や能力を伸ばします。

- 子ども自身が興味を持って積極的に学ぶとともに、学習活動を振り返って次につなげることができるよう、授業改善を推進し、エビデンスに基づき、学習や発達課題等を踏まえた指導・支援を行うとともに、ICTやテクノロジーの効果的な活用、調査研究の充実を図ります。
- 特別支援教育や日本語指導、登校支援等、学習や発達を取り巻く教育的ニーズに応じて、連続性のある多様な学びの場が用意されていることや、多様な個性や能力を伸ばす視点を重視します。

□よりよい社会や新たな価値の創造に向け、学びを社会と関連付け、他者と協働する機会を創出します。

- 学んでいることを社会と関連付け、自分の思いや考えをもとに身近な生活をよりよくしたり、自分の未来や持続可能な社会のあり方について考えを広げ深めたりする機会を創出します。
- 知識や経験を相互に関連付けながら課題解決を図る機会や、他者と協働し、試行錯誤しながら物事を成し遂げる機会を創出します。

□相手と心から向き合うこと(想)を大切に、多様な価値観を認め、支え合う風土を醸成します。

- 人権教育の充実や「考え、議論する道徳」への転換、いじめのない風土づくりに向けた取組等を通じて、子どもが相手と心から向き合うことを大切にします。
- 集団の中で目標に向かって力を合わせ、ぶつかり合い、わかり合い、励まし合い、助け合うことを通じて、個々の違いを認め合いながら、ともに学び育ち合うことにより、支え合う風土づくりを進めます。

□幼児期から社会的自立までの成長過程における学びや育ちの連続性を大切にします。

- 幼児期から高等教育段階までの教育に関わる者の間で、目指す子どもの姿や育む力を共有し、前の段階での教育が次の段階で生かされるよう、教育課程等の効果的な接続を図ります。
- 小中一貫教育を一層推進するとともに、幼保小中高連携を進めていきます。
- 社会的自立に向けて、発達段階に応じたキャリア教育を進めていきます。



## 2 魅力ある学校をつくります

□教職員が子どもの理解を深め、いじめなどの課題をチームで解決し、安心して学べる学校をつくります。

- 子どもの思いをしっかりと受け止め、安心して学べる学校をつくります。また、いじめや不登校など、複雑化・困難化する児童生徒指導上の課題について、個人で対応するのではなく、児童支援・生徒指導専任教諭を中心としたチームによる指導・支援を進めます。
- 校長のマネジメント力や危機管理能力の向上により、迅速かつ適切な判断のもと、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士や医師等の専門家を積極的に活用し、子どもの抱える課題のよりよい解決を図ります。

□地域資源を活かしながら、「社会に開かれた教育課程」を実現します。

- 子どもや地域の実態を踏まえて設定する学校教育目標を実現するため、校長のリーダーシップのもと、学校全体としての取組を通して、教科等や学年を超えて教育活動や組織運営の改善を図っていきます。
- 地域の様々な人的・物的資源や学校運営協議会等を活用しながら、これからの社会を創り出していく子どもに求められる資質・能力を明確化し、社会と共有・連携することで、「社会に開かれた教育課程」を実現します。
- 各学校の自主的・自律的な学校運営を尊重しながら、学校や子ども、地域の実態を踏まえた支援をしていきます。

□子どもが豊かに学び育ち、教職員がいきいきと働くことができる学校をつくります。

- 働きやすい環境の整備等に向けた業務改善の取組とともに、ワーク・ライフ・バランスを着実に推進し、教職員が働きがいを感じながら心身ともに健康でいきいきと働くことで、教育の質を向上させ、子どもが豊かに学び育つことができる学校をつくります。
- 学校の業務改善支援、専門スタッフの配置や教職員の担うべき業務の精選などを進めることにより、教職員が子どもとしっかり向き合う時間が確保できる、魅力的で持続可能な環境を目指します。

□教職員は自ら学び続け、資質・能力の向上を図り、使命感や情熱を持って職責を果たします。

- 全ての学校管理職・教職員が、学校の置かれた状況の変化に対応し、よりよい学校を作っていくために、人材育成指標等に基づき、自身のキャリアステージに応じて自ら学び続け、不断の努力を重ねながら、教育に対する使命感と情熱を持って職責を果たしていきます。
- 採用方法の改善により、より優れた人材を確保していくとともに、大学との連携・協働の推進などにより、教員の養成と育成をより一体的に進めていきます。あわせて、校内OJT・メンターチームの活動支援や、研究、研修の充実を図ることにより、意欲と能力を最大限に発揮できる人材育成をより一層進めます。

## 3 豊かな教育環境を整えます

□学校施設の計画的な建替えや保全等を進め、子どもの安全・安心を確保します。

- 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、築70年を超えない範囲で、計画的に学校施設の建替えを進めます。
- 学校施設の建替えや老朽化対策にあたっては、子どもの教育環境の向上を第一に考え、子どもが安全に、安心して、そして快適に過ごすことができる環境を整備します。

□地域とともに子どもをよりよく育む教育環境を整えます。

- 学校は、子どもが多く時間を過ごす学習・生活の場であるとともに、地域の防災や生涯学習などにも活用され、地域におけるまちづくりの様々な役割を担っていく場になります。
- 学校施設の建替え時には、建替えでなければ解消できない施設の機能面の課題解決のほか、学校規模の適正化の検討や、教育効果の向上が見込める他施設との複合化等について留意し、地域とともに子どもをよりよく育むための教育環境を整えます。

□生涯にわたって主体的に学び、心豊かな生活につながるよう、市民の学びの環境を整えます。

- 自分の興味や関心に応じて主体的に学び続け、心豊かな生活につながるよう、読書活動の推進や図書館サービスの充実、横浜の歴史に関する学習の場の充実を図ります。
- 市民の貴重な財産を次世代に引き継ぐため、文化財の保護・保全を進めるとともに、大人や子どもの学習の場としての活用や観光資源としての魅力向上を図ります。
- 市民が身近な課題に気づき、解決に向けて主体的に行動していけるよう、「学び」と「活動」の循環を支援します。

## 4 “オール横浜”で子どもを支えます

□家庭は子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立を図り、行政は家庭教育を支援します。

- 子どもは、保護者など特定の大人との継続的な関わりの中で、愛され、大切にされることで、生きる上での基盤となる基本的信頼感を育んでいきます。これを踏まえ、家庭は子どもの心身の調和のとれた発達を図り、自立心の育成や生活習慣の確立に努めます。
- 家族形態の変容や地域のつながりの希薄化など、家庭での教育を行うことが困難な状況が指摘されています。行政は、各家庭の自主性を尊重しつつ、地域や学校、幼児教育施設等と連携し、保護者への学習の機会及び情報の提供や、保護者どうしのつながりや地域との交流を促進することにより、保護者が安心して、家庭での教育を行えるよう支援します。

□学校、家庭、地域、関係機関、企業等が連携・協働し、子どもの成長を支えます。

- 学校、家庭、地域をはじめ、関係機関、企業、民間団体等が子どもの成長に向けた目標を共有しながら連携・協働し、社会全体で子どもを育む風土を醸成します。
- より多くの保護者や地域住民等が学校運営に積極的に参画することで、地域学校協働活動を推進し、地域とともにある学校づくりを目指します。
- 市長部局や大学、警察等関係機関との連携強化により、教育活動の充実や登下校時の安全確保等を図り、“オール横浜”で子どもの成長を支えます。
- 子どもが積極的に地域や社会に参画して課題解決に向けて本気で取り組むことを推進し、子どもの挑戦する姿を厳しくもあたたかく受け止めてくれるような地域コミュニティを形成していくことで、人づくりと地域づくりの好循環を生み出していきます。

□教育と福祉、医療等の連携により、子どもを切れ目なく支援し、自立と社会参画に向けた学びや発達を保障します。

- 全ての子どもの豊かな学びや育ちのため、教育と福祉、医療等が連携し、貧困や児童虐待等、様々な課題を抱える子ども一人ひとりに寄り添って支えます。
- 学校だけでは解決が困難な課題においては、学校と幼児教育施設や区役所、児童相談所、地域療育センター、医療機関、地域の団体等が連携し、役割分担をしながら切れ目なく支援することにより、子どもの自立と社会参画に向けた学びや発達の保障につなげていきます。

# 「横浜教育ビジョン2030（仮称）」策定にあたって

横浜市教育委員会では、2004（平成 16）年に横浜教育改革会議を設置し、教育基本法改正や学習指導要領改訂に先駆けて、横浜における教育のあり方と改革の方向性について検討を行い、2006（平成 18）年に「横浜教育ビジョン」を策定しました。「横浜教育ビジョン」の中で、子どもを育成する際に大切に<sup>※1</sup>する視点として示した「知」「徳」「体」「公」「開」は、各学校の教育目標や中期学校経営方針にも明記されるなど、教職員に広く浸透しています。国が示す「知」「徳」「体」に加え、横浜らしさである「公」「開」を設定して教育を推進したことにより、地域や社会に貢献しようとする態度の育成や、共生の意識の醸成が進んでいると考えられます。

「横浜教育ビジョン」策定から概ね 10 年が経過し、子どもや学校を取り巻く環境は大きく変化しました。さらに、国内外では 2030（平成 42）年頃の社会を見据えた議論が活発化し、国から新学習指導要領が示されたところです。そこで横浜市教育委員会は、未来の社会の姿や新学習指導要領の考え方を踏まえ、「横浜教育ビジョン」を礎とした新たなビジョンを策定することとしました。検討にあたっては、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」<sup>※2</sup>の検討と連動をはかりながら、学校現場や他区局職員から幅広く意見を聞き、様々な分野で活躍する外部有識者から助言をいただきました。「横浜教育ビジョン 2030（仮称）」は、小・中・高等学校段階の学校教育を中心に、「横浜の教育が目指す人づくり」、「横浜の教育が育む力」、「横浜の教育の方向性」を示します。

※1 各学校が、学校教育基本目標の達成に向けて、3年間の学校経営方針や取組を示したもの。

※2 各学校が教育課程を編成・実施・評価・改善していく際の拠りどころとなるもの。

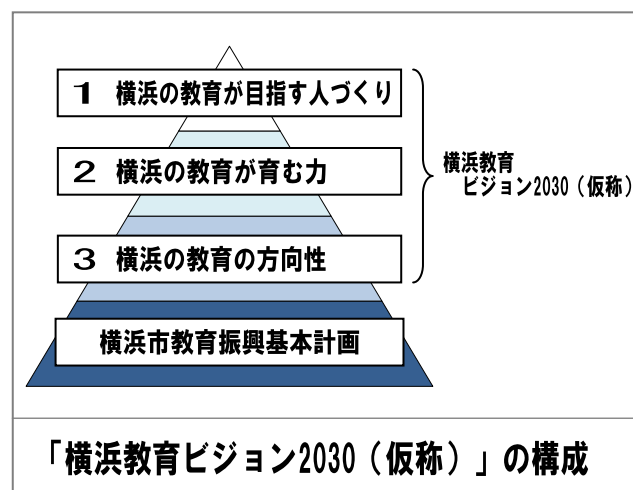
## 「横浜教育ビジョン2030（仮称）」の推進

「横浜教育ビジョン 2030（仮称）」を具現化する施策や取組は、今後の「横浜市教育振興基本計画」<sup>※3</sup>で示します。

「横浜市教育振興基本計画」では、具体的な指標を設定し、PDCA サイクルに基づき着実に取組を進め、検証を行います。

各学校は「横浜教育ビジョン 2030（仮称）」や「横浜市教育振興基本計画」を「中期学校経営方針」等に反映させ、子どもの発達段階や、学校、地域の状況に応じて学校教育目標を設定します。

※3 教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、横浜市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるもの。



## 「横浜教育ビジョン2030（仮称）」において重視する点

### 1 複雑で変化の激しい時代における人づくりと「知」「徳」「体」「公」「開」

人口減少社会の到来やグローバル化の一層の進展とともに、第4次産業革命によって、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、あらゆる物の動きがインターネット経由で最適化されたりするようになり、社会や生活が大きく変わっていくとの予測がなされています。このような時代だからこそ、変化を前向きに受け止め、正解が一つではない又は解のない課題にも主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、人間ならではの感性を働かせ、自分の可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となっていけるようにすることが重要です。

また、「持続可能な開発目標（SDGs）」<sup>※4</sup>の達成を目指し、世界中の人々が取組を進める中、子ども一人ひとりが地域や社会の将来などを自分の課題として捉え、持続可能な社会の実現に向けて、自分たちができることを考え、多様な人々と協働し、実践することも重要です。

2017（平成29）年3月に告示された新学習指導要領では、社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を社会と共有し、連携・協働しながら子どもを育む「社会に開かれた教育課程」が打ち出されています。

「横浜教育ビジョン2030（仮称）」では、複雑で変化の激しい時代を見据え、新学習指導要領の考え方を踏まえながら、「横浜の教育が目指す人づくり」を、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」とします。その育成を目指して、子どもに身に付けてほしい力を明確化し、「横浜教育ビジョン」が示した「知」「徳」「体」「公」「開」の視点で表します。

### 2 “オール横浜”で教育を推進

家庭は、子どもの心身の調和のとれた発達、自立心の育成、生活習慣の確立という大切な役割を担っていることを踏まえ、「横浜教育ビジョン2030（仮称）」のもと、学校と家庭が相互の理解と信頼を深め、力を合わせながら、子どもを育みます。

さらに、横浜の全ての子どもが、健やかに成長し、豊かに生きるとともに、社会と連携・協働しながら未来の創り手としていきいきと活躍できるよう、「横浜教育ビジョン2030（仮称）」を、子どもの成長に関わる人（学校、家庭、地域、関係機関、企業等）と共有し、連携・協働しながら子どもを育みます。

※4 2015（平成27）年9月「国連持続可能な開発サミット」にて、全会一致で採択された開発目標。先進国を含む、国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定している。



2017（平成 ）年 月発行 横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3243 FAX 045-663-3118

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/vision/>●●

## いじめ重大事態に関する再発防止策の進捗状況について

平成 29 年 3 月 31 日に公表しました「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」（以下「再発防止策」）に掲げられている 8 項目 34 の取組（別紙のとおり）について、学校・教育委員会で進めています。

「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」、「再発防止にかかる方針や仕組みづくりへの取組」の 3 つに分け、上半期（平成 29 年 4～9 月）の進捗状況を報告します。

### 1 学校の取組

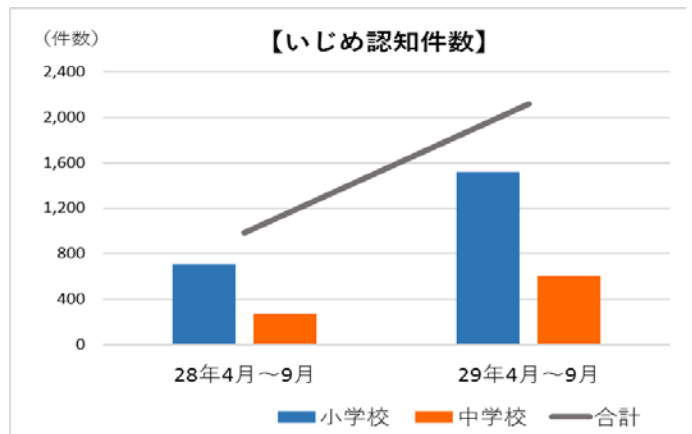
いじめ防止対策推進法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえています。

校長や児童支援・生徒指導専任教諭をはじめとした教職員へ、法の定義理解や児童生徒理解等の効果的な研修に取り組み、学校での組織的な対応が徹底されたことで、29 年度 4 月から 9 月までのいじめの認知件数は、昨年度に比べ大幅な増加となりました。

【いじめの認知件数】

※件数は暫定値

	28 年度 4～9 月	29 年度 4～9 月	増△減
小学校	710 件	1,520 件	810 件
中学校	274 件	602 件	328 件
計	984 件	2,122 件	1,138 件



#### ① 児童生徒理解・法の定義理解のための教職員研修の実施

（再発防止策：1-③、1-⑤、2-①、2-②、2-④、6-③、8-①）

各学校での組織対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭へ児童生徒理解研修やいじめの定義理解の研修を実施しました。各学校では、これらを受け、校内研修を行っています。

また、福島県へ教職員を派遣し、震災後の学校や福島県の放射線教育について、研修を実施しました。派遣者は学校において、研修での経験を生かした道徳の授業や学級活動、人権研修等を行っています。

##### 児童生徒理解・いじめの定義理解研修

- ・校長への研修（5 月）
- ・児童支援・生徒指導専任教諭への研修（毎月実施）

##### 放射線・被災地理解研修

- ・福島県での教職員派遣研修（7 月 77 名）
- ・人権教育推進担当者への研修（9 月「被災地の現状」）



② 「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応の徹底

(再発防止策： 1-④、2-③、2-⑤、2-⑦、3-①、3-②、8-③)

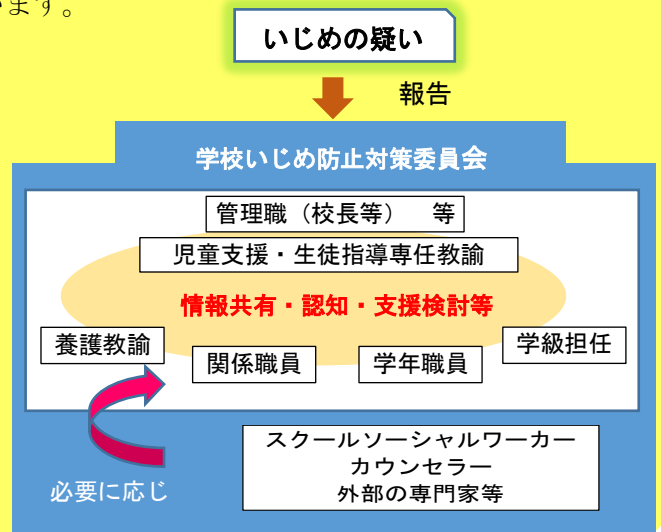
複数の教職員によって構成する「学校いじめ防止対策委員会」を全校に常設し、毎月1回以上開催し、いじめの解決に組織的に対応しています。

いじめの認知、対応方針の決定、進捗管理を「学校いじめ防止対策委員会」で組織的に行うことを徹底し、さらに実効性のある支援や指導が行えるよう取り組んでいます。

現在、横浜市いじめ防止基本方針の改定を受け、「学校いじめ防止基本方針」の見直し（改定）を学校いじめ防止対策委員会を中心に行っています。

**【学校いじめ防止対策委員会の役割】**

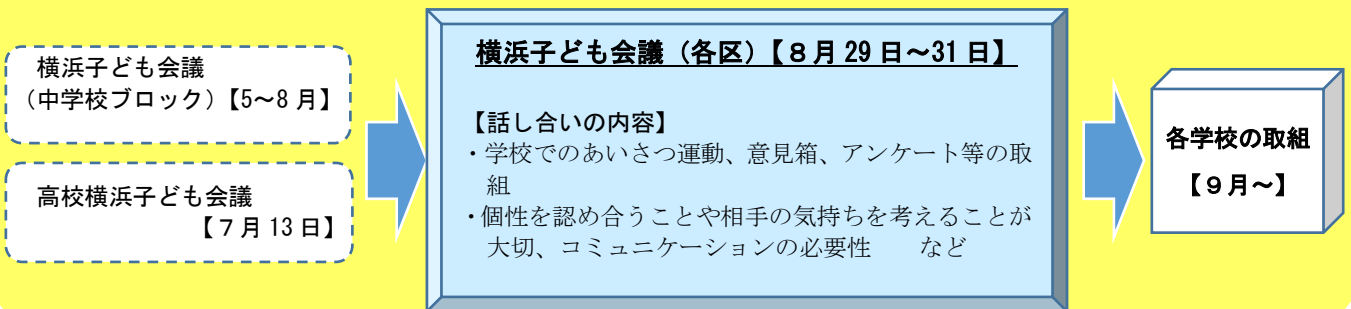
- ・ いじめの認知（相談・報告の窓口）
- ・ 事実確認、指導、支援等の対応方針の決定
- ・ 未然防止のための環境づくり、取組の周知
- ・ 早期発見のための取組
- ・ 学校いじめ基本方針に基づく取組、見直し等



③ 児童生徒が自ら話し合う「横浜子ども会議」の実施 (再発防止策：1-①)

29年度は「もう一度、いじめの問題に向き合い、自ら解決しようとする子ども社会をつくろう」をテーマに、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校代表が、区毎に一堂に会し、学校で実践できそうな取組を考え、話し合いを行いました。

子どもたちは、会議での話し合いの内容を学校に持ち帰り、各学校での主体的な取組を進めています。



## 2 教育委員会事務局の取組

教育委員会事務局に29年度から「緊急対応チーム」を設置し、学校教育事務所と連携し、スクールソーシャルワーカーや心理や弁護士等の外部専門家を活用するなど、いじめの早期解決を図っています。

また、学校がスクールソーシャルワーカーを積極的に活用することで、区役所等と連携したチームアプローチが進み、児童生徒への適切な支援につなげています。

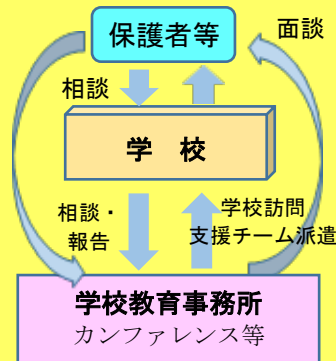
### ① 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援 (再発防止策：5-①、5-③)

学校が認知したいじめ事案や保護者からの相談に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チーム（SSW・学校支援員含む）の派遣、保護者との面談等を行い、早期解決を図っています。

#### 【いじめに関する検討・相談数】

29年4月～9月実績

カンファレンスでの検討	60件 (延155回)
保護者等からの電話相談	37件 (延144回)
学校への訪問対応	66件 (延257回)
保護者との面談	36件 (延125回)



#### 【学校担当指導主事による支援例】

暴力を伴ういじめ事案が発生。学校は児童からの相談でいじめ事案を知り対応。

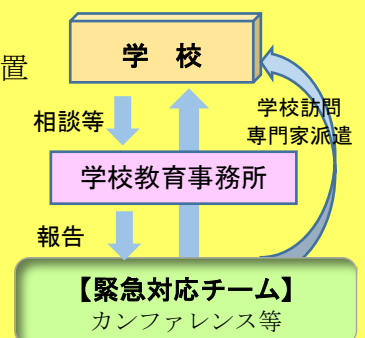
校長は事案について、学校教育事務所に相談し、学校担当・生徒指導担当指導主事が、児童の聞き取り、保護者への説明方法について具体例を示し支援。学校は、警察署と連携し、児童の指導を行い、収束に向かった。

### ② 学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

(再発防止策：5-②、5-④、6-①)

29年度より、課長、係長、指導主事（学校教育事務所兼務4人）、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を人権教育・児童生徒課に設置しました。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図っています。



#### 【緊急対応チーム取扱件数】29年4月～9月実績

取扱件数 (カンファレンス実施)	学校訪問※	学校・教育事務所への助言
70件	44件 (延169回)	26件

※学校訪問のうちSSW等の専門家同行  
22件(延96回)

#### 【緊急対応チームの支援による解決例】

金銭事案について、緊急対応チームがカンファレンスを実施。対応チームと学校教育事務所の指導主事が学校訪問し、学校いじめ防止対策委員会に出席し、聞き取りや支援・指導方針を決定。学校は、方針に基づき対応し、関係児童の指導、謝罪、保護者同士の謝罪・返金が行われ、いじめが解消した。



### ③ スクールソーシャルワーカー（SSW）を活用したチームアプローチの実施

（再発防止策：4-①、4-②、4-③、4-④）

スクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、学校と区役所などの関係機関との連携した適切な支援や指導につなげています。

29年度から、教育委員会事務局にスーパーバイザー（1人）及び学校教育事務所を兼務するチーフスクールソーシャルワーカー（4名）を配置し、業務を通じた実践的な人材育成を行っています。

さらに、複雑多様化する課題に対応するために、スクールソーシャルワーカーの勤務体制の見直しや人材確保のため正規化が必要となっています。



#### 【SSWの活用状況】29年9月30日現在

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
202	88	2	14	306件

※28年度：392件

#### 【関係機関との連携】164件/306件（重複あり）

区役所	児相	警察	福祉	その他
157	39	10	28	28

#### 【SSW活用による解決例】

加害児童への再三の指導にも状況が改善しないため、学校の要請でSSWが専任教諭とともにアセスメント実施。加害児童保護者が家庭での養育に疲弊し、児童に否定的な言葉かけをしていることを区からの情報で把握。地域に保護者の相談相手を探し、保護者と学校が子どもの教育についてともに考え、児童の特性に合わせた支援を行うことができ、いじめを止めることができた

### ④ スクールソーシャルワーカーによる「学校生活あんしんダイヤル」窓口の設置

（再発防止策：1-②、3-③、8-②）

29年5月から窓口を設置し、児童生徒・保護者からの相談に、スクールソーシャルワーカーが直接対応しています。対応が必要なケースについては、学校教育事務所のスクールソーシャルワーカーが継続し、学校と一緒に支援を行い、解決を図っています。



#### 【相談件数】29年9月30日現在

いじめ	不登校	学校との関係	養育	その他	計
30	16	23	8	10	87件

#### 【対応状況】

傾聴・情報提供のみで終了	学校教育事務所SSWが対応	その他
54件 (62.1%)	30件 (34.5%)	3件 (3.4%)

#### 【あんしんダイヤルでの支援例】

SNSでのいじめで不登校になったとの保護者から相談。保護者の要望により、SSWは学校とともに、状況把握と課題整理を行い、生徒と学校の捉え方にずれが生じていることを確認。保護者と学校が情報共有し、いじめの解決と登校支援のあり方をともに考えあうカンファレンスを開催。いじめの再発防止の取組を行い、生徒は登校できるようになってきた。

## 3 再発防止にかかる方針や仕組みづくりへの取組

### ① 再発防止策等を踏まえた「横浜市いじめ防止基本方針」の改定（再発防止策：6-②）

「横浜市いじめ防止基本方針」を10月に改定しました。今後、様々な機会を通じ、学校や市民に改定内容を周知徹底していきます。

### ② いじめ重大事態の調査体制の充実・調査結果「公表ガイドライン」の策定

（再発防止策：6-④、7-①、7-②）

調査にあたる「横浜市いじめ問題専門委員会」に部会が設置できるよう条例を一部改正しました。調査結果の公表のあり方について専門委員会に諮問し、年内の策定に向け、検討を行っています。

### ③ 情報共有や引き継ぎのための仕組みづくり（再発防止策：2-⑥、2-⑦、5-③、5-⑤、5-⑥）

学校での記録様式の統一と教育委員会事務局での相談記録の情報一元化に向けたシステム導入を進めています。記録のあり方については、成長途上にある子どもの個人情報として、慎重に対応していく必要があります。

## いじめ重大事態に関する再発防止策

再発防止策	
<b>1 児童理解</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり</li> <li>②児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みづくり</li> <li>③児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童生徒理解の促進</li> <li>④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備</li> <li>⑤発達の段階に応じた児童生徒指導の徹底</li> </ul>
<b>2 校内児童生徒支援体制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進</li> <li>②道徳教育、人権教育の充実</li> <li>③課題解決に向けた組織的な対応力の向上</li> <li>④児童支援専任教諭の体制強化と育成</li> <li>⑤校長のマネジメント力強化と、児童支援・生徒指導専任教諭等の課題解決能力の向上</li> <li>⑥学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底</li> <li>⑦「教育を受ける権利」を補償するための支援の確実な実施</li> </ul>
<b>3 保護者との関係構築</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり</li> <li>②保護者からの相談への組織的な対応</li> <li>③学校外の相談窓口の効果的活用</li> </ul>
<b>4 関係機関との連携</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①関係機関（多機関）との連携強化</li> <li>②スクールソーシャルワーカーの体制強化</li> <li>③スクールソーシャルワーカーの人材育成</li> <li>④チームアプローチ体制の整備</li> </ul>
<b>5 教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校教育事務所による積極的支援</li> <li>②緊急対応チームによる支援</li> <li>③ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施</li> <li>④迅速な専門家の派遣</li> <li>⑤専門相談との情報共有</li> <li>⑥いじめ事案の継続的な状況確認</li> </ul>
<b>6 いじめ調査方法のあり方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の連携による重大事態調査の判断</li> <li>②「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を踏まえた再発防止策の推進</li> <li>③研修・説明会による制度周知や事例検討による法の確実な運用</li> <li>④早期解決に向けた調査体制の拡充</li> </ul>
<b>7 調査結果の公表のあり方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①調査結果公表における個人情報保護関係法令の遵守</li> <li>②調査結果公表ガイドラインの作成</li> </ul>
<b>8 いじめの定義の理解</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①より効果的な研修の工夫</li> <li>②いじめの申し立て窓口の設置</li> <li>③保護者や地域に向けた学校の取り組みの発信</li> </ul>

# 横浜教育ビジョン

～「教育のまち・横浜」の実現を目指す10年構想～



平成18年10月  
横浜市教育委員会

## 横浜教育ビジョン策定にあたって

近年の社会情勢の変化に伴い、教育に求められるものはより広範かつ本質的になっています。規範意識や公共心の向上、子どもの学力や体力の低下に対する懸念、教職員の資質向上など様々な課題が顕在化しています。

国においては、引き続き教育基本法改正に向けた審議が行われるほか、新たに「教育再生会議」が発足するなど、今や教育問題への対応が国民的な課題となっています。

横浜市教育委員会では、平成16年7月「これからの横浜における教育のあり方と改革の方向性」を諮問するため、横浜教育改革会議を設置しました。そして、約2年間に渡る議論の結果として「横浜教育改革会議最終答申」をいただきました。

今回、この最終答申と、教育現場や市民からの意見を参考にしながら議論を重ね、この「横浜教育ビジョン」を策定しました。

「横浜教育ビジョン」は、「横浜市基本構想（長期ビジョン）」の都市像の実現に向け、「教育」が果たしている普遍的な役割に加え、横浜が目指す「人づくり」の観点から、“横浜の子ども”を育むうえで大切にすべき基本、目標、取組方針などを、分かりやすくまとめたものです。

この「横浜教育ビジョン」を基に、将来の横浜を担う子どもたちが夢や目標を見出し、それぞれの実現に向け様々なことを学び、幾多の困難な状況においても自らの課題を乗り越えてくれることを期待しています。

そして、子どもたちが健やか、かつたくましい「市民」として成長していくことができるよう、学校・家庭・地域が一体となって「教育のまち・横浜」の実現に向けて進みながら、“横浜の子ども”を育ていきましょう。

平成18年10月

### 横浜市教育委員会

委員長	今田 忠彦
委員長職務代理委員	日浦 美智江
委員	鈴木 節夫
委員	義家 弘介
委員	吉備 カヨ
委員兼教育長	押尾 賢一

# 【 目 次 】

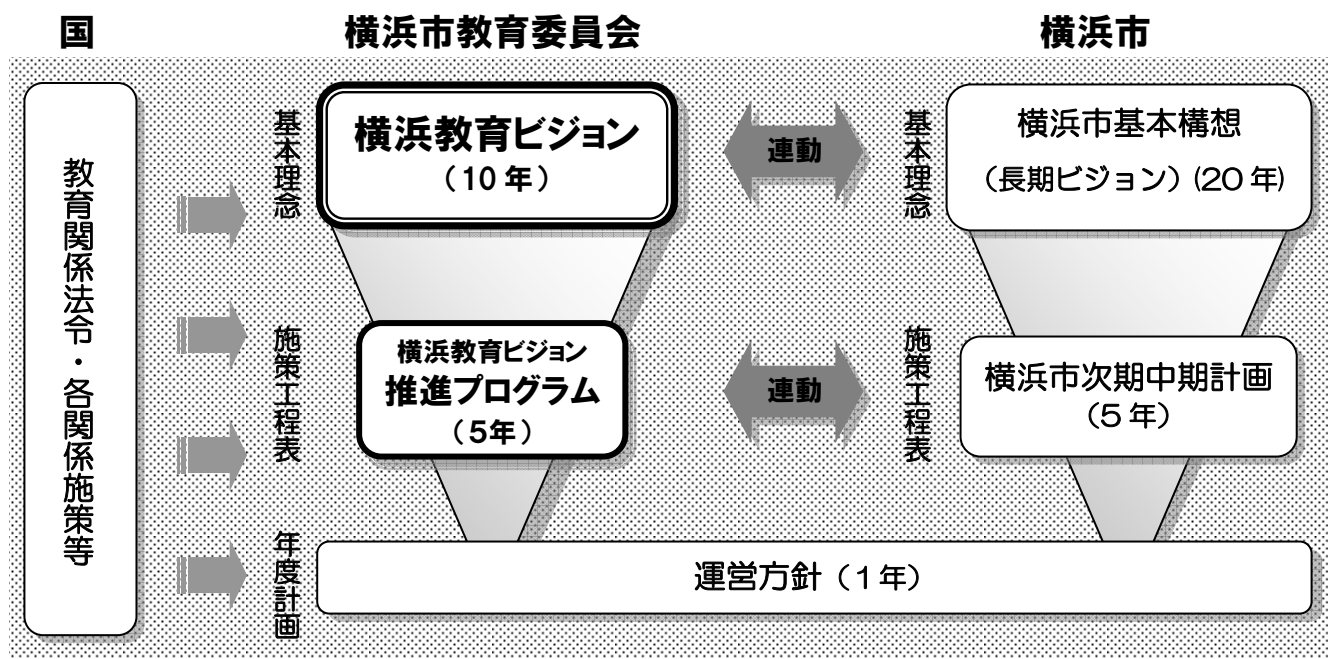
1	教育の使命と横浜の教育が目指すもの	1
2	5つの目標と7つの基本的方針	3

## [ 参考資料 ]

○	「5つの目標と7つの基本的方針」と「重点的政策」の相関図	6
○	「横浜教育ビジョン」と「横浜市基本構想(長期ビジョン)」との関係	7
○	これまでの教育プランとの関係	8



## 横浜教育ビジョンの関係図



# 1 教育の使命と横浜の教育が目指すもの

## [1] 教育の使命

**教育の使命**は、子どもたちの**確かな学力と豊かな心、健やかな体**を育むことで、人格の完成を目指し、**社会を担う者としての資質を身に付けた「市民」を育成**することにあります。さらに、先人が築き上げたものを大切にしつつ**新たな挑戦をしていく姿勢**、自らが幸せに生きるとともに**他者の幸せにも寄与しようとする姿勢**を育むことも重要な使命です。

## [2] 横浜が目指す「人づくり」と学校教育において身に付ける力

「横浜市基本構想(長期ビジョン)」が示す、平和や人権の尊重を基調とした都市像「**市民力と創造力により新しい『横浜らしさ』を生み出す都市**」の実現に向けて、教育分野の責務は「**人づくり**」です。横浜では、社会の一員として国や社会を良くしていこうとする気概や、正しい勤労観、奉仕の心などを持って、自らの人生を切り拓き、創り上げることができる「**市民力・創造力**」を兼ね備えた**未来を担う『市民』**の育成を目指します。

そのため横浜の教育では、「幅広い知識と教養」、「豊かな情操と道徳心」、「健やかな体」という「**3つの基本(知・徳・体)**」と、「公共心と社会参画意識」「国際社会に寄与する開かれた心」という「**2つの横浜らしさ(公・開)**」を最も大切にし、「**横浜の子ども**」を育てていきます。

学校教育においては、豊かな心、規範意識・公共心、協働・共生などを重視し、教えるべきことをしっかり教えます。これにより、次の3つの力を引き出し、「**自ら考え、判断・行動し、激動の時代を生き抜く総合的な力**」を身に付けていきます。

- ◆ 学ぶ楽しさと創り出す喜びを原動力に、夢や希望に向けて努力する力
- ◆ お互いの違いを認識したうえで、協働・共生する力
- ◆ 進取の精神と多様性を認める柔軟さをもち、変化する社会を生き抜く力

## [3] 「教育のまち・横浜」宣言

未来を担うのは子どもたちであり、**教育は横浜の未来を創り出す原動力**です。

横浜では、「**教育のまち・横浜**」を目指すことを宣言し、学校・家庭・地域の連携のもと、まち全体で横浜の子どもを育み、横浜らしい人づくりを進めていきます。そして、教育の使命をまちぐるみで共有し、世界で活躍できる人づくりに向けて、市民一人ひとりが教育にかかわる楽しさと豊かさを実感できる教育環境を実現していきます。

# 「市民力・創造力」を兼ね備えた「市民」に向けて育つ “横浜の子ども”とは

## 基本

### 徳

#### 【基本2】豊かな情操と道德心

礼儀や規律を重んじ、家族を大切にし、  
他者を思いやり、相手の人格を尊重して  
行動します

- いつもきちんとあいさつができ、感謝の気持ちを忘れずに「ありがとう」が言えます
- 友人を大切にし、親や目上の人、先人を敬います
- 物事の善悪をきちんと判断し、正義を重んじ、正直に生き、また辛抱と我慢を学びます
- 個人の尊厳、人権の尊重、権利と義務、自由と責任を正しく理解します

### 知

#### 【基本1】幅広い知識と教養

学ぶ楽しさと創り出す喜びを通じて  
自らの可能性と人生を切り拓きます

- 人の話を素直に聞き、課題解決に向けねばり強くやりとげます
- 分からないことや困難なことにもあきらめずに挑戦します
- 興味と関心を広げ、積極的に学び続けます

### 体

#### 【基本3】健やかな体

自分や他者の生命や体を尊び、  
自らの健やかな体をつくります

- 早寝早起きをし、朝ご飯をきちんと食べ、規則正しい生活を守ります
- 食生活の大切さを理解し、健康でたくましい体をつくります
- 自分や人の生命と体を大切にします

## 横浜らしさ

### 公

#### 公共心と社会参画意識

横浜を愛し、積極的に社会にかかわり、  
貢献します

- 小さなことでも、社会の役に立つために行動します
- 社会の一員として求められる姿勢や資質を身に付けます
- 地域社会や横浜、さらには日本のために、自らができることを考え、実践します

### 開

#### 国際社会に寄与する開かれた心

日本の伝統や文化を尊重しながら、  
国際社会の発展に貢献します

- 日本と世界の社会や歴史、文化を積極的に学び、違いや共通点を理解します
- 様々な人とのコミュニケーションを通じて、社会への視野を広げます
- 地球環境を守るためにすべきことを考え、実践します



## 2 5つの目標と7つの基本的方針

### “横浜の子ども”を育むために

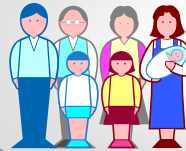
#### 学校



#### 【役割】

- 子どもの学力・体力・心(道徳心・公共心等)を育成
- 確かな目標設定を行い、取組を推進

#### 家庭



#### 【役割】

- 生活習慣の定着の第一義的役割
- 地域等との連携・協働により、家庭での教育力を向上

#### 【目標1】

#### 子どもの力を高めます

##### 方針1

自ら考え判断し行動できる総合的な力を育む教育を目指します

##### 方針2

しっかり教えしっかり引き出す指導を徹底します

#### 【目標2】

#### 学校・教職員の力を高めます

##### 方針3

誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を確保・育成します

##### 方針4

マネジメント能力の向上により学校の“チーム力”を高めます



目指すべき  
“横浜の子ども”



#### 【目標5】

#### 教育行政は現場主義に徹します

##### 方針7

教育行政は“現場主義”で保護者・地域の期待に応えます

#### 【目標4】

#### 家庭、そして地域の教育力を高めます

##### 方針6

家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支えます

#### 【目標3】

#### 学校を開きます

##### 方針5

学校を開き自律・分権・地域参画型の多様な学校を目指します

#### 行政



#### 【役割】

- 教育行政組織の再編整備による学校支援体制づくり
- 求める教員像を明確にし、優れた教員の確保・育成

#### 地域



#### 【役割】

- 地域・事業者等の貢献や連携・協働
- 子どもの手本となるなど、地域での教育力を向上
- 新たな地域力の結集(“おやし”力の向上など)



## 目標1 子どもの力を高めます

### 方針1 自ら考え判断し行動できる総合的な力を育む教育を目指します

学校は、子どもたちがこれからの社会を生き抜いていくために、社会参加する上で欠かせない**規範意識**や**公共心**を身に付け、自分の心や体を大切にし、お互いを認め合いながら、**自ら考え判断し行動できる力**を育みます。また、子ども一人ひとりが自分の「思い」や「考え」を持ったうえで、「夢」や「目標」を見だし、それらを実現していくことの喜びを発見できるような教育を行います。

### 方針2 しっかり教えしっかり引き出す指導を徹底します

教育を担う教職員は、子ども一人ひとりを大切にします。そして、一人ひとりの実態を把握し、適切な指導を行います。教職員は子どもが身に付けるべきことは**しっかり教え**、未来に向かって生きようとする子どもの**学習意欲**や**良いところ**、**可能性**、**能力**を引き出す**指導を徹底**します。

また、教員は、子どもと向き合う一人の「ひと」として自律や規律を重んじ、教えることにたゆまぬ努力をしながら、**充実した授業づくり**を目指していきます。

## 目標2 学校・教職員の力を高めます

### 方針3 誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を確保・育成します

教育委員会は、求める教員像を明確に示し、新たな教員養成や多様な採用形態を整備するとともに、教員の授業力・指導力の向上や、豊かな人権感覚を高めるなど、優れた教員を確保・育成していきます。また、教職員の**意欲・能力・実績**などを評価し、**教職員の志気**を高める**制度の整備**を行い、横浜の教職員であることの魅力を高めます。

### 方針4 マネジメント能力の向上により学校の“チーム力”を高めます

学校は、保護者・地域に開かれた存在として、地域の特性に応じた主体的な教育活動を推進するため、**校長の責任と権限のもと**、**自主・自律的な学校運営**を行っていきます。

また、教職員一人ひとりの持つ力量が存分に発揮され、チームとして組織的な学校運営を進めるために、地域が備えている力を引き出しながら、**教職員全体のマネジメント能力**を高めていきます。

教育委員会は、これを活かしていける**マネジメント能力**に富む**校長の育成・登用**を図ります。

### 目標3 学校を開きます

#### 方針5 学校を開き自律・分権・地域参画型の多様な学校を目指します

学校は、その役割と説明責任を果たすために、明確な目標設定と情報公開をするとともに、学校内部にとどまらず、保護者や地域の人々等から評価を受けるシステムを確立していきます。そのため、学校は、**保護者や多様な地域人材の参画を受け入れる体制**を整備するとともに、積極的に**地域との連携を深めて**いきます。

また、学校が保護者や地域の現状を踏まえ、特色ある学校づくりを行うために、教育委員会は、学校組織や学校予算を含め、**学校の自律・分権化を推進**していきます。

### 目標4 家庭、そして地域の教育力を高めます

#### 方針6 家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支えます

子どもの健全な育成や学力の向上を図るためには、**子どもの基本的な生活習慣の定着が重要**であり、**家庭はその第一義的役割**を担っています。しかし、家庭での教育力は低下し、学校に求められる役割は拡大傾向にあります。

また、それを支える地域の教育力も低下してきており、様々な形で学校との積極的なかかわりが求められています。

そこで、**家庭・地域・学校がそれぞれの役割と責任を再確認**するとともに、その役割を果たすことで、子どもの成長を支えます。

### 目標5 教育行政は現場主義に徹します

#### 方針7 教育行政は“現場主義”で保護者・地域の期待に応えます

自律・分権型の学校運営への改革が求められる中、教育委員会は“**現場主義**”で、より教育の現場に近いところで学校への支援・指導を行っていく体制を整備し、保護者・地域の期待に応えていきます。

「5つの目標と7つの基本的方針」と「重点的政策」の相関図

主な重点的政策と概要

目標1 子どもの力を高めます

方針1

自ら考え判断し行動できる総合的な力を育む教育を目指します

方針2

しっかり教えしっかり引き出す指導を徹底します

「横浜版学習指導要領」の策定と推進

【概要】横浜独自の教育課程の確立、小中一貫カリキュラムの実現

「市民・創造科(仮称)」による取組～「総合的な学習の時間」の再構築～

【概要】総合的な学習の時間を中心に「市民・創造科(仮称)」を創設

読解力の向上

【概要】読解力向上プランと「読解力向上指導モデル」策定、国語科の授業の充実

小中学校一貫英語教育の推進

【概要】民との協働による英語教育の推進

新たな情報教育の推進

【概要】ICTの学習環境整備、指導力向上、研修充実

子どもの実態把握と確固たるデータに基づく教育の推進

【概要】児童生徒の学力・体力の向上、横浜の教育水準向上、指導方法の改善工夫

横浜から創る新たな特別支援教育の推進

【概要】「横浜市障害児教育プラン」の推進

新たな高等学校教育の推進

【概要】新たな教育課程の検討、市内の大学等との連携などの推進

目標2 学校・教職員の力を高めます

方針3

誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を確保・育成します

方針4

マネジメント能力の向上により学校の“チーム力”を高めます

教師力の向上

【概要】優秀な人材の確保、「よこはま教師塾」や授業改善支援センターの拡充・活用等による教職員育成

学校マネジメント力の強化

【概要】学校マネジメント研修や「よこはま学校経営塾」の創設など学校マネジメント力の強化・育成

学校版マニフェストの策定と学校評価・情報発信の推進

【概要】「学校版マニフェスト(中期学校運営計画)」の策定、授業評価と経営評価などの学校評価の推進

目標3 学校を開きます

方針5

学校を開き自律・分権・地域参画型の多様な学校を目指します

保護者・地域の学校運営への参画推進

【概要】学校運営協議会や地域交流室など、学校運営への参画を推進

目標4 家庭、そして地域の教育力を高めます

方針6

家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支えます

教育の原点としての新たな家庭教育環境づくり

【概要】学校と家庭の果たすべき役割の再確認と、家庭教育の支援

目標5 教育行政は現場主義に徹します

方針7

教育行政は“現場主義”で保護者・地域の期待に応えます

分権型教育行政組織の再構築

【概要】「学校教育センター(仮称)」の設置の検討など、分権と連携強化による教育行政組織の再構築

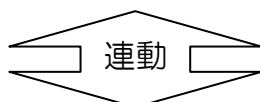
## 「横浜教育ビジョン」と「横浜市基本構想(長期ビジョン)」との関係

### 横浜教育ビジョン

これから概ね 10 年間(2015 年)を展望した、横浜の教育の目指すべき姿を描くものです。

### 推進プログラム

「横浜教育ビジョン」の実現に向け、平成 18 年度から平成 22 年度までの5年間の取組の工程を明らかにするものです。



### ○横浜市基本構想(長期ビジョン) <平成 18 年 6 月策定>

これからの概ね20年間(2025年頃)を展望して、目指すべき横浜の都市像の実現に向けた基本的な指針となるものです。

【横浜市基本構想(長期ビジョン)の抜粋】

#### 横浜の都市像:市民力と創造力により新しい「横浜らしさ」を生み出す都市

横浜は、平和と人権の尊重を基調として、世界との窓口として歴史的に果たしてきた役割を常に認識しながら、知恵と活力を最大限に発揮し、市民が生き生きと暮らせる魅力あふれる都市であり続けます。

また、年齢や性別、障害の有無や国籍にとらわれることなく、多様な個性を尊重し、市民自らが多様な力を地域社会で発揮します。

市民の意識と行動が、これからの横浜を形づくりします。新しい「横浜らしさ」を生み出し世界に発信することで、横浜は常に新たな魅力と活力を創造し続けます。

#### 市民力

～市民の活力と知恵の結集～

横浜の最大の活力の源は、多様で豊富な人材と、活発な市民活動です。

市民一人ひとりが広い視野と責任感を持って自発的に地域や社会活動に参画し、知恵と行動を結集することにより、生き生きと暮らせる都市の魅力と活力をつくりあげていきます。

#### 創造力

～地域の魅力と創造性の発揮～

横浜の最大の魅力は、豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的な都市景観に加え、多様な文化や人々を受け入れてきた開放性と進取の気風です

国内外から人や企業、国際機関などが集まり、それぞれの知恵や文化の融合により新たな魅力を創造し、世界で活躍する人をはぐくむ、躍動する創造的都市をつくりあげていきます。

### ○次期中期計画

長期ビジョンで示される都市像を受けて、5か年間で目指す姿や目標、それを実現するための重点的な施策・事業や改革の方向を示すものです。(平成18年12月策定予定)

## これまでの教育プランとの関係

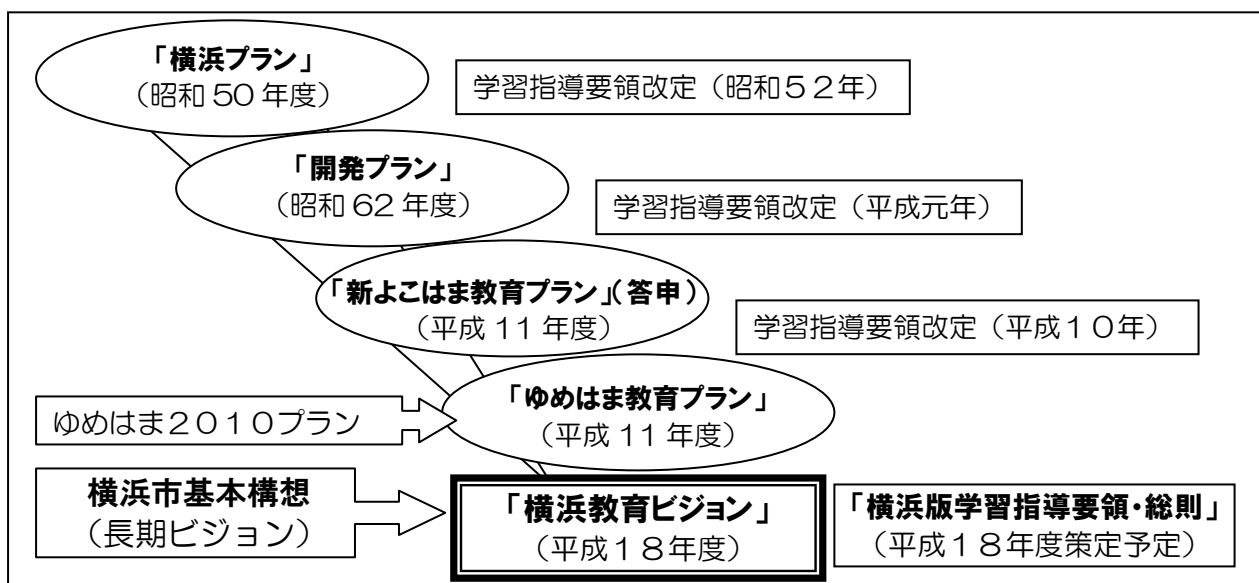
横浜市教育委員会では、国の学習指導要領の改訂に合わせて教育プランを策定してきました。

最初の教育プランである「**横浜プラン**」(昭和 50 年度)では、子どもを学習の主体としてとらえ直し、「自ら学ぶ力」の育成の必要性とその方法を国に先駆けて進めました。

それを受け継ぐ「**開発プラン**」(昭和 62 年度)では、生涯学習社会を見据え「自ら学び続ける力」として、地域連携や体験学習、オープンスペースの活用等を実現するとともに、全国に先駆けて外国人による小学校国際理解教室を設置するなど、異文化理解の学習を進めました。

この流れを受けた「**新よこはま教育プラン**」(答申)、及び同答申を行政計画として体系化した「**ゆめはま教育プラン**」(平成 11 年度)では、子どもが自らの力で“生き方に学ぶ”、“生き方を見つめる”、“生き方を創る”という「生き方の教育の推進」を前面に打ち出すとともに、その実現に向けた取組として『「まち」とともに歩む学校づくり」を描き、「ゆとり、活力、魅力ある学校」に向けた取組を推進しました。

現在、国全体として、教育基本法改正や学習指導要領の改訂等の様々な動きがあります。これらの国の動向や方向性を押さえながら、横浜市としての新たな教育プランの策定が求められています。「横浜教育改革会議最終答申」などを踏まえて策定された「**横浜教育ビジョン**」は、「ゆめはま教育プラン」までの流れを踏まえながらも、新しい時代の要請に応えるものとして、横浜の未来を担う「人づくり」の観点から、目指すべき横浜の教育の姿を描きました。また、その実現に向けた取組の5か年の工程表である「**推進プログラム**」、さらにはその中核となる「**横浜版学習指導要領・総則**」において、これまでの教育プランの内容を継続・拡充しながら、見直しを行い、横浜らしい教育内容を明示していきます。



### 「横浜教育ビジョン」冊子に掲載した作品について (敬称略)

#### 絵画(表紙) 石川小学校(南区)3年 加藤 賢太 「とぶ教室」

横浜教育ビジョン作品コンテスト(小学生の部)最優秀賞作品

募集作品: 絵画 / テーマ「あったらいいな、こんな学校」 / 応募総数: 681 点

#### キャッチフレーズ(裏表紙) 青葉台中学校(青葉区)3年 平岡 尚樹

横浜教育ビジョン作品コンテスト(中学生の部)最優秀賞作品

募集作品: キャッチフレーズ / テーマ「これからの教育がめざすもの」 / 応募総数: 117 点

横浜教育ビジョン キャッチフレーズ

# 一生学ぼう 一緒に学ぼう ぼくらの横浜で



平成18年10月発行

横浜市教育委員会事務局 教育政策課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

電話 045 (671) 3243

FAX 045 (663) 3118

横浜市広報印刷物登録 第 183029 号

類別・分類 A-ME020

# いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書

平成29年3月31日

横浜市教育委員会

いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会

# いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書・目次

◆はじめに	P 1
◆再発防止策のポイント	P 2
<b>I 事案の経過と問題点</b>	P 4
<b>II 問題点と再発防止策</b>	
1 児童生徒理解	P 10
2 校内児童生徒支援体制の充実	P 12
3 保護者との関係構築	P 14
4 関係機関との連携	P 16
5 教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方	P 18
6 いじめ調査方法のあり方	P 20
7 調査結果の公表のあり方	P 22
8 いじめの定義理解	P 24
<b>III 参考資料</b>	
参考資料 1 答申後の経過	P 27
参考資料 2 いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会の概要	P 29
参考資料 3 いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会委員	P 31
参考資料 4 意見書の対応状況	P 35
参考資料 5 関係法令（いじめ防止対策推進法）	P 41



## ◆はじめに

東日本大震災の被災地から横浜市の小学校に転入してきた児童に対するいじめについて、いじめを受けた児童と保護者につらい思いをさせてしまったことを心からお詫び申し上げます。また、多くの皆様にご心配、ご迷惑をおかけしたことを大変申し訳なく思います。

今回の件では、学校、教育委員会が、転入してきた児童と保護者の気持ちに寄り添い、その思いを十分に受け止めることができなかつたこと、金銭問題が発生した時点で適切な教育的指導ができなかつたことを、心より反省しています。

また、学校の対応やいじめ等が原因で児童が不登校となってから法に則った調査を開始するまで、学校、教育委員会が適切な対応を取れないまま約1年7か月もの期間を経過させ、児童の苦痛を長引かせてしまったことについて深く反省しています。

教育委員会は、平成28年12月15日に、いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会（以下「検討委員会」）を立ち上げ、横浜市いじめ問題専門委員会の調査報告書（答申）や、児童の保護者及び代理人からの要望事項なども踏まえた8項目の課題について、検討してまいりました。

検討委員会では、こうした事態を二度と起こさないよう、厳しい姿勢で「なぜ学校や教育委員会が十分な対応を行うことができなかつたのか」を検証することで問題点を明らかにし、「どうすれば適切な対応を行うことができるのか」という観点から、再発防止策を策定いたしました。

今後、同じ過ちを繰り返さないために、法の趣旨の正しい理解を進めるとともに、教育の原点に立ち返り、市立学校全体の学校組織力や教師の指導力の向上に取り組んでいきます。学校は、校長のリーダーシップのもと、教職員全体で、いじめの根絶、特に早期発見、早期解決に向けて組織的に取り組み、教育委員会は総力を挙げて学校を支援します。学校、教育委員会は、取組の実施状況を確認・検証しながら対策を進め、すべての学校において「いじめを絶対に許さない」意識の徹底を図ります。

そして、学校、教育委員会は、「いじめを絶対に許さない」意識を保護者や地域、関係機関と共有し、相互の連携・協力を図ることで、児童生徒一人ひとりが安心して、いきいきと学校生活を送れるよう、いじめの根絶に取り組めます。

## ◆再発防止策のポイント

「いじめを許さない学校づくり」を進めるためには、教職員一人ひとりが使命感や情熱をもって児童生徒と向き合い、問題に気付いたらすぐに学校全体で対応していくことが重要だと考えています。教育委員会は、教職員が児童生徒としっかり向き合う時間の確保のためのさまざまな施策を積極的に推進します。

対策を実行する上で、学校、教育委員会が今後力を入れて取り組むポイントを、以下にまとめました。

### ✓ 深い児童生徒理解

学校現場では、担任を中心に、個々の教職員がそれぞれの児童生徒と向き合っています。その中で、つらい思いをしている児童生徒に気づき、児童生徒の発達の段階を考慮しながら、表面化していない心理や特性を理解できるよう、一人の児童生徒に対して、複数の教職員が関わり、複数の目で児童生徒をとらえていく工夫を行っていきます。

また、教職員一人ひとりがつらい思いをしている児童生徒の気持ちに寄り添い、その思いをしっかりと受け止める力の向上を図っていきます。

### ✓ 被災児童生徒に対するいじめの未然防止

東日本大震災で被災した児童生徒に対するいじめを未然に防止するため、放射線等に関する正しい理解を深める教育や、震災避難者や復興に関わる人々の思いや取組を理解する学習を進め、被災を経験した児童生徒に寄り添う心情を醸成していきます。

### ✓ 組織的な判断・対応

学校、学校教育事務所等で組織的な判断・対応ができるようにしていくことも大きな課題です。いじめを見逃すことなく、組織として情報を共有し、確実に判断・対応できるよう、専門スタッフの配置など、チームで対応できる体制を整備し、仕組みを構築していきます。

また、一定以上の緊急度・重要度のある事案についてはケースカンファレンス<sup>\*</sup>の中で対応方針を決定するなどのルールを明確にし、組織的な判断・対応を確実に実施するとともに、実践を通じた人材の育成に取り組んでいきます。

※ケースカンファレンス：

事例検討会。関係する教職員が集まり、諸課題への対応について変化や新しい問題点などがないか、適切な対応がされているかなどについて検討し、方針を決定するための会議。

#### ✓ 関係機関（多機関）との連携

いじめの中には、学校や教育委員会だけでは解決できない問題が背景となっている場合もあります。こうした問題については、区役所や警察、児童相談所、療育センター等、関係機関と連携し、それぞれの権限や制度等を活用して、その解決や対応に取り組んでいきます。

さらに、スクールソーシャルワーカーのほか、カウンセラーや弁護士、心理・医療等の専門家の積極的な活用を進め、各機関の専門職とチームアプローチを行っていきます。

#### ✓ 保護者とのパートナーシップ

いじめ問題の解決には、保護者や地域の理解と協力が不可欠です。学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、いじめの未然防止に向けた取組を、広く保護者や地域に発信します。このことにより、学校・保護者・地域が、それぞれの役割を確認し合い、連携・協力しながら、いじめの未然防止・根絶に取り組んでいきます。

#### ✓ いじめ防止対策推進法の目的・定義の正しい理解

いじめ防止対策推進法（以下「法」）では、いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義しています。法は、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広くとらえ、その上で情報の共有と組織的な対応を行っていくことを意図したものとなっています。いじめの対応や未然防止を図るに当たり、教職員や教育委員会事務局の職員をはじめ、保護者や地域も含め、このことを正しく理解できるように、効果的な研修等に取り組んでいきます。

以上の観点に加え、学校においては、具体的事例について教職員同士が議論を行うことで理解を深める研修等の取組を進めることにより、教職員が一人で課題を抱え込むことなく、学校や教育委員会全体で、組織的に対応できるようにしていきます。

本報告書でまとめた再発防止策をもとに、学校、教育委員会は、いじめに対応する組織体制・対応の流れの点検、見直しを進めていきます。また、進捗状況の客観的なチェックを行い、確実な実施に努めます。

# I 事案の経過と問題点

時期	学年	事案の経過 (第三者委員会の調査報告書 (答申)による)	第三者委員会の調査報告書(答申)で 指摘されている課題(ページ数)
平成 23年度	2年生	追い回しやあだ名呼称 (〇〇菌)といったいじめ があった。	学校は、この時期については当該児童に寄り添う対応が 比較的なされていってそれなりに功を奏していたと見なせ よう。(P17) しかしながら、十分に当該児童及び当該児童の保護者へ の配慮が行き届いていたかという疑問が残る。(P17) きちんとした相互理解を深めたうえで対応ではなく、 学校側の一方的な「指導」が中心となってしまったこと により齟齬が生じ、当該児童の不登校に至った要素は否 定できない。(P17)
平成 24年度	3年生	6月～10月 不登校となった。	学校側は「震災被害の影響」という観点のみで捉えてい た傾向は否めず、当該児童の保護者との緊密な連携を図 る努力をしたとはいえない。(P17) 当該児童が「震災の被害」に加えて「いじめ」により心 的外傷を負っているのではないかという配慮に基づいた 対応は認められない。(P17) (教育委員会の)専門相談において、長期に渡りカウ ンセリングを行っていながら、守秘義務を理由に学校等 情報共有を行っていなかったことは問題である。(P22)
平成 25年度	4年生	叩かれ、物隠し、鉛筆を 折られるといったいじめ があった。	(3年生の10月から4年生最終まで)以降、当該児童に 対して同じ学級の特定制児童により行われた行為につい ては、2年生時の再燃というべきであり、適切な支援指導が 必要であったが、当該児童からの訴えもなかったことも あり、学校側では「いじめ」という認識はなく、必要な 支援指導を怠っていた。(P17) 学校と当該児童及び当該児童の保護者との連絡につい ても、学校側から積極的に面談を行おうとしていた形跡が 弱く、主な連絡方法として「電話」を用いていたことも、 双方の齟齬を拡大する要因となっている。(P21) 学校組織として児童が発するシグナルを適切に受信し児 童理解する方策や受信された情報を学校全体として共有 し組織的に対応する体制の確立が脆弱であったのではな いかという疑念もぬぐえない。(P21)
平成25年 6月	—	いじめ防止対策推進法が成立。同年9月施行。	

対応等	問題点
<p>【学校】 担任は、当該児童から訴えを受け、その都度指導・対応した。</p>	<p>【学校】 <b>いじめ未然防止策が不十分</b> 当該児童が早く学校になじめるよう配慮して迎え入れることを教職員で確認するだけでなく、被災避難による転入であることを踏まえ、事前に当該児童の保護者の要望を確認の上、学校全体でいじめや差別を受けないように効果的な方策を立てる必要があった。</p>
<p>【学校】 当該児童の保護者からも「学校とは関係ない。震災で傷ついている」と言われていたため、「いじめ」としての対応はできていなかった。</p> <p>【教育委員会事務局】 教育委員会の専門相談（臨床心理士等による相談）を開始した。</p>	<p>【学校】 <b>児童理解の不足</b> 当該児童の保護者から「（不登校は）学校とは関係がない」という趣旨の言葉を受け、当該児童の状況を表面的にとらえることにとどまり、当該児童の心情に深く迫ることはできなかった。</p> <p>【教育委員会事務局】 <b>専門相談との情報共有の不足</b> 専門相談は、秘密を守ることで信頼を得て幅広い相談を受けているが、必要な情報を共有するため、保護者の同意を得られるよう働きかける努力が必要であった。</p>
<p>【学校】 学校は当該児童に対する「いじめ」を認識できていなかった。当該児童の保護者とは「電話」で連絡を行った。</p>	<p>【学校】 <b>児童理解の不足</b> 児童間で起こる様々な問題行動の中に、児童からのSOSがあることを理解して対応することができていなかった。</p> <p><b>保護者との関係構築手法の問題</b> 電話でのコミュニケーションのみとなり、真摯に向き合い寄り添った対応をするための取り組みがされなかった。</p> <p><b>組織的対応が不十分</b> 関係者だけではなく、学校全体で情報を共有し、専門家の派遣を求めるなどの対応を検討する必要があった。</p> <p>【学校教育事務所】 この時点では、当該児童について把握できていなかったため、学校に具体的な対応をアドバイスするなどの支援を行うこともできなかった。</p>

時期	学年	事案の経過 (第三者委員会の調査報告書 (答申)による)	第三者委員会の調査報告書(答申)で 指摘されている課題(ページ数)
平成 26 年 5 月 9 日 (金)	5 年生	<p>プロレスごっこ称し、 数人の児童から叩かれる ようなことがあった。(時 期不明)</p> <p>学校に関係児童の保護者 から連絡があり、学校は 玩具のやり取りについて 知った。</p>	
5 月 20 日 (火) 又は 21 日 (水)	5 年生	<p>学校に関係児童の保護者 から連絡があり、学校は 当該児童が何人かの関係 児童にゲームセンターで おごっているようだとの 情報を得た。</p>	<p>学校側は、児童の生活指導上の問題として捉え、適切な 対応を行っていたとは言えない。(P17)</p> <p>学校の対応としては、表面的な問題行動のみに注視して、 児童の内面的な葛藤に対しての対応ができておらず、教 育上の配慮に欠けていたといわざるを得ない。(P18)</p>
5 月 28 日 (水)	5 年生	<p>当該児童の保護者から 「帽子がなくなった。隠 されたのではないか。」と の訴えがあった。</p>	
6 月 14 日 (土) ～ 25 日 (水)	5 年生	<p>14 日 (土) 当該児童の 保護者から、金銭授受の 訴えがあった。 18 日 (水) 当該児童の 保護者から学校へ「警察 への相談を検討してい る」ことが伝えられ、学 校は警察に協力するこ とを伝えた。</p>	<p>学校は、加害を疑われている児童たちに対しても、適切 な教育活動を行ったとは言えず、当該児童及び関係児童 全てに対し、行うべき教育的指導・支援を怠ったと言わ ざるを得ない。(P18)</p> <p>学校側は、“真相解明”と“金銭問題”ということで積極 的に当該児童及び関わった児童に対しての支援を行って いないことは、学校教育を行うものとしての見識を疑う。 金品持ち出しに対する指導やゲームセンターへの出入り 等に対して積極的に教育的支援を行わなかったことは、 教育の放棄に等しいことを理解すべきである。(P23～24)</p> <p>“真相の解明”は学校の役割ではない。もし、それがど うしても必要と考えるのであれば、積極的に児童相談所 や警察等専門機関の介入を依頼するのが常識である。 (P22)</p> <p>(学校教育事務所は) 保護者と学校側のコミュニケーシ ョンが円滑でなくなった時は積極的に介入し、指導主事、 スクールソーシャルワーカー、学校カウンセラーを保護 者のもとに派遣し、学校との仲介を行うことは当然であ るはずであるが、その動きが見られなかったことも猛省 を願いたい。(P22)</p>

対応等	問題点
<p>【学校】 12日（月） 連絡のあった関係児童から担任が聞き取りをした。聞き取りの結果、学校は様子を見ることとし、当該児童の保護者への連絡はしなかった。</p>	<p>【学校】 <b>不十分な教育的指導</b> 金銭問題の発生時には、直ちに児童指導上の課題ととらえて対応する必要があった。</p> <p><b>不十分な組織的対応</b> 金品のやり取りを児童指導が必要な課題ととらえたものの、重大性の認識に欠け、迅速な管理職との情報共有や組織的判断ができなかった。</p> <p><b>保護者に連絡しなかったこと</b> 学校へ相談した児童が特定されないよう配慮することを優先し、当該児童及び当該児童の保護者の心情に思いが至らず、連絡を怠った。</p>
<p>【学校】 当該児童の保護者への連絡はしなかった。</p>	<p>【学校】 <b>法の運用についての認識不足</b> 保護者からの申し出を受けて、法第23条第2項に基づいて「学校いじめ調査委員会」を開催するなど、組織として「いじめ」の有無について調査を行う必要があった。</p>
<p>【学校】 帽子が見つかり、当時の認識ではいじめとは認識できなかった。</p>	<p>【学校・学校教育事務所】 <b>法の運用についての認識不足</b> 法第28条第1項の「いじめ重大事態」の疑いとして事実を明確にするための調査を行う必要があった。</p> <p>【学校】 <b>不十分な教育的指導</b> 金銭問題をいじめと認識していなかったとしても、児童指導上の重大な課題ととらえて、関係したすべての児童に対して適切な教育的指導を開始する必要があった。</p> <p><b>関係機関との連携不足</b> 保護者に同行して児童相談所や警察等の関係機関に出向き、相談するなどの働きかけが必要だった。</p> <p><b>不明確な組織的決定プロセス</b> 「学校いじめ調査委員会」が情報共有の場にとどまり、対応方針を決定する場となっていなかった。</p> <p><b>不徹底な記録及び保存に関するルール</b> 情報を共有するためのルールがなく、個人のメモにとどまっていた。</p> <p>【学校教育事務所】 <b>適切なアドバイス不足</b> 学校に対して、児童指導担当の指導主事やスクールソーシャルワーカー等の専門家を派遣できることなど、具体的な手立てを助言していなかった。</p>
<p>【学校】 6月16日（月）～24日（火）関係児童に対して聞き取り調査を行った。 6月25日（水） 聞き取り調査の結果について当該児童の保護者に説明を行った。「学校いじめ調査委員会」を開催した。</p> <p>【学校教育事務所】 6月16日（月） 校長から本事実案についての報告を受け、学校に対し、事実関係の正確な把握を行うことが必要であるとの助言を行った。</p>	<p>【学校・学校教育事務所】 <b>法の運用についての認識不足</b> 法第28条第1項の「いじめ重大事態」の疑いとして事実を明確にするための調査を行う必要があった。</p> <p>【学校】 <b>不十分な教育的指導</b> 金銭問題をいじめと認識していなかったとしても、児童指導上の重大な課題ととらえて、関係したすべての児童に対して適切な教育的指導を開始する必要があった。</p> <p><b>関係機関との連携不足</b> 保護者に同行して児童相談所や警察等の関係機関に出向き、相談するなどの働きかけが必要だった。</p> <p><b>不明確な組織的決定プロセス</b> 「学校いじめ調査委員会」が情報共有の場にとどまり、対応方針を決定する場となっていなかった。</p> <p><b>不徹底な記録及び保存に関するルール</b> 情報を共有するためのルールがなく、個人のメモにとどまっていた。</p> <p>【学校教育事務所】 <b>適切なアドバイス不足</b> 学校に対して、児童指導担当の指導主事やスクールソーシャルワーカー等の専門家を派遣できることなど、具体的な手立てを助言していなかった。</p>

時期	学年	事案の経過 (第三者委員会の調査報告書 (答申)による)	第三者委員会の調査報告書(答申)で 指摘されている課題(ページ数)
7月30日 (水)	5年生	当該児童の保護者から学校教育事務所に連絡があった。	学校側が困惑し、苦悩しているときに児童生徒の健全な育成のために学校支援を行うべき学校教育事務所も、学校からの報告に対して適切なアドバイスをしていなかったことも理解できない。(P22)
11月14日 (金)	5年生	当該児童の保護者から学校教育事務所に「教育委員会からも学校へ指導してほしい」と連絡があった。	
12月5日 (金)	5年生	間に立った保護者が金銭問題への対応の件で来校した。	「正確な金額が分からないので、その解明は警察に任せたい」とか、「返金問題には学校は関与しない」として、学校は……教育的支援を十分に行ったと思えない。(P18) 児童問題や教育の専門家である教員やスクールカウンセラー等は、保護者の言動にかかわらず、児童の問題の本質に迫り、時としては保護者に対する指導助言も積極的に行うべきである。(P24)
12月12日 (金)	5年生	学校教育事務所は、人権教育・児童生徒課から、本件に関しての相談を受けたとの連絡を受けた。	教育委員会内の各部署はその役割を理解して、……教育委員会内の中での役割について見直し、適正化を図ることが必要である。(P25)
平成27年 1月29日 (木)	5年生	当該児童の保護者の代理人から「いじめの事実関係と学校の対応の問題等について協議したい」と書面が届いた。	—
平成27年 2月～11月	5年生 ～ 6年生	—	学校として当該児童への不登校支援は至って消極的であり……当該児童及びその保護者の心情をきちんと聴取することなく、一方的な思い込みで、事態の收拾のみに奔走していた傾向が認められる。(P19) 学校の責務として、所属する児童に対して「教育を受ける権利」を侵害しないように最大限の努力をすべきであるところを怠ったと指摘せざるを得ない。(P21)
平成27年 12月16日 (水)	6年生	横浜市長及び教育委員会あてに、「いじめ重大事態」の申入書が提出された。	学校と保護者との関係が良好でない状況下のいじめの調査は、速やかに本委員会(専門委員会)に諮問がなされ、調査を実施すべきであった。(P25)



対応等	問題点
<p>【学校教育事務所】 事実の把握のために、学校による当該児童への聞き取りを受け入れてほしいと要望し、当該児童の保護者は了承した。 学校に対して、当該児童の保護者との電話でのやり取りを伝え、丁寧な対応をするよう指導した。</p>	<p>【学校教育事務所】 <b>法の運用についての認識不足</b> 「いじめ重大事態」の疑いとして事実を明確にするための調査を行う必要があった。 <b>適切なアドバイス不足</b> 警察の調査がされていることを前提とした指導体制を学校がとれるような助言をしていなかった。</p>
<p>【学校教育事務所】 当該児童の保護者からの連絡を受けた。</p>	<p>【学校教育事務所】 <b>保護者の心情の理解不足</b> 警察の調査結果を受けて、困って学校教育事務所に相談してきた保護者の気持ちを受け止めることができず、学校に対応を委ねてしまった。 <b>事務所内の組織的決定プロセスが不明確</b> 組織的な検討が十分行われず、学校が主体的に解決できる問題との認識にとどまっていた。</p>
<p>【学校】 保護者間の協議の場として学校を提供することを断ってしまった。</p>	<p>【学校】 <b>問題の本質の理解不足</b> 児童の問題行動に対し、課題の整理や対応の手順を定めることができず、児童指導として学校が責任をもって行うべきことが認識されなかった。 <b>関係機関との連携不足</b> 児童指導担当の指導主事やスクールソーシャルワーカー等の専門家の派遣を求めることができなかった。</p>
<p>【教育委員会事務局】 学校教育事務所に対応を依頼した。</p>	<p>【教育委員会事務局】 <b>問題解決に向けた対応の欠如</b> 学校教育事務所に対して、対応を依頼するのみにとどまらず、学校へ直接連絡するなど、事態の確認を行い、適切に対応する必要があった。</p>
<p>【学校】 学校教育事務所に対応の相談を行った上で、協議に応じる旨の文書を送付した。 【学校教育事務所】 学校だけで対応することが可能と判断し、同席はしなかった。</p>	<p>【学校教育事務所】 <b>消極的な学校支援</b> 児童の再登校に向けたプログラムは提示したものの、学校教育事務所として積極的に関わろうとしなかった。</p>
<p>【学校】 4月から11月にかけて、8回(月1回のペース)の家庭訪問を行った。</p>	<p>【学校】 <b>消極的な再登校に向けた取組</b> 校長のリーダーシップのもと、当該児童や当該児童の保護者の心情に寄り添いながら、多機関との連携を図り、再登校に向けて取り組む必要があった。 【学校教育事務所】 <b>消極的な再登校に向けた取組</b> 学校の再登校に向けた取組状況を把握し、不登校の状況が改善されていないことを確認して、積極的に介入する必要があった。</p>
<p>【教育委員会事務局】 平成28年1月5日、「いじめ重大事態」として第三者委員会への諮問を行った。</p>	<p><b>調査着手の遅れ</b> 法に則った調査を開始するまで、児童の不登校開始から約1年7か月を要したことにより、調査に困難を生じさせたとともに、児童の苦痛を長引かせてしまった。</p>

## Ⅱ 問題点と再発防止策

### 1 児童生徒理解

児童は可塑性に富み絶えず変化をしていることを踏まえ、個々の特性理解を促進するとともに、個々の児童に沿った教育支援体制を確立すること。

#### (1) 問題点

##### ①児童の表面化していない心理や特性を見出す視点に欠けていたこと

学校は、児童が日常の活動で表わす表面的な行動にとらわれ、児童の心情に迫ることができなかった。さらに、日々の成長や変化に伴う児童の心理を正確に把握することができず、児童間で起こる様々な問題行動の中に、児童からのSOSがあることを理解して対応することができていなかった。

##### ②多様な視点で児童を見る体制ができていなかったこと

本市では、全市立小学校に児童支援専任教諭が配置されるなど、組織的な児童理解や指導体制の確立を促進してきているが、本事案では、複数の教員が多様な視点を持ち、児童の心理や特性をとらえることができる組織体制となっていなかった。

##### ③児童指導上の課題解決に向け積極的に教育的支援を行わなかったこと

金品の授受やゲームセンターへ出入りする事態が起こった状況を速やかに把握することができず、関係したすべての児童に対しての適切な教育的指導や支援を行うこともできなかった。

#### (2) 再発防止策

##### ①児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり

「子どもの社会的スキル横浜プログラム<sup>\*</sup>」を日々の授業や学校行事の場面で活用するなど、だれもが安心して参加でき、自尊感情を高める授業づくり・集団づくりを進める。

横浜子ども会議<sup>\*</sup>などを通じて、児童生徒が自らどのような行為がいじめに繋がるのかを考え学ぶ機会を積極的に設定する。

※子どもの社会的スキル横浜プログラム：

暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応のため、横浜市教育委員会が、平成19年に開発した教師用の指導ツール。子ども達がコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に着けるための「指導プログラム」と、教師が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-P アセスメント」で構成されている。

※横浜子ども会議：

平成25年度から開催している、市立学校の代表が会し、子ども達自らが話し合い、主体的な取組につなげる会議。

## ②児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みや環境づくり

いじめられた児童生徒が大人に相談できないこともあることを踏まえて、児童生徒からSOSを引き出し、発信しやすくする仕組みや関係づくり、環境をつくる取組を進める。

【児童生徒がSOSを発信しやすい取組例】

- ・児童生徒への日常的な声掛けの実施
- ・児童生徒への定期的なアンケート、保護者に対するアンケートの実施・活用
- ・定期的な面談の実施

## ③児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童生徒理解の促進

種々の内的な問題を抱えた児童生徒に対して、その内面にある不安や心配といった心の動きを適切にとらえられるよう、児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間人間関係をとらえる教職員の能力を高める研修を実施する。

【研修の具体例】

- ・「傾聴」やカウンセリングスキルに関する研修
- ・人権教育に関する研修
- ・特別支援教育に関する研修
- ・講師を招聘しての校内研修

## ④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備

小学校において組織的な児童理解や指導体制を確立するために、児童の発達段階に応じて一部教科担任制等を導入したり、低中高学年のブロック単位で児童の指導や支援にあたる体制を組んだりするなど、複数の教職員で児童一人ひとりを見守るための体制を整備する。

## ⑤発達の段階に応じた児童生徒指導の徹底

金品授受の問題が発生した際には、確実に教育的支援を行うよう校長及び児童支援・生徒指導専任教諭の研修等を通じて周知徹底する。

また、「児童生徒指導の手引き（改訂版）※」を活用して、確実な指導を行う。

【指導の例】

- ・被害児童生徒の心情を理解して聞き取りを行い、被害児童の安全・安心の確保に全力を傾けることを伝える。
- ・速やかに状況を把握し、関係した児童生徒の保護者の協力を得て金品の授受を止める。
- ・関係した児童生徒一人ひとりに対して、金品の授受や子どもだけで遊興施設に出入りすることの問題点等について指導する。（必要に応じて一斉指導も併用する）
- ・再発防止に向けて、関係した児童の保護者の理解や協力を求める。
- ・状況に応じて、警察等の関係機関や心理等の専門家との連携を検討する。

※児童生徒指導の手引き（改訂版）：

横浜市教育委員会が平成21年に策定した「児童・生徒指導の手引き」を、平成27年に改訂したもの。

学校現場の教員がハンドブックとして活用できるよう、児童生徒の問題行動や児童・生徒指導上の今日的な課題等の中で、学校が対応を求められている代表的な22の項目について、

【事例】、【原因・背景】及び【対応】等を掲載している。

## 2 校内児童生徒支援体制の充実

学校内の児童支援体制を確立し、組織的な情報共有・対応ができるようにすること。

### (1) 問題点

#### ①いじめ未然防止の取組が不十分であったこと

東日本大震災で被災した児童の受け入れに際し、学校は、児童や保護者の要望を確認し、被災避難による学校生活への不安を和らげる配慮に加え、学校全体でいじめや差別を受けないよう効果的な方策を立てる必要があった。

#### ②組織的意思決定プロセスが不明確であったこと

学校では、校内のいじめ防止対策委員会を設置していたが、その運用や役割が明確でなかった。このため、学校は、対応すべき児童指導上の課題に対し、管理職を含めた児童指導部会等の校内組織での迅速な情報共有、事案の整理、組織的な判断を行えず、役割分担も不明確なまま対応することとなった。

#### ③児童理解に関する情報共有や引き継ぎが不十分であったこと

学校は、当該児童が東日本大震災の被災により避難してきたことや、表出している行動面の特徴についての引き継ぎや情報共有にとどまり、行動の背後にある児童の内面やその変化についての理解に基づいた情報共有や引き継ぎができていなかった。

#### ④学習の支援・再登校に向けた支援が不十分であったこと

どのような理由であっても、児童生徒が学校に登校できない状況にある場合には、児童生徒・保護者の心情を聴取・把握して、学習の支援や再登校に向けた取組を迅速に行う必要があった。

### (2) 再発防止策

#### ①放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進

東日本大震災で被災した児童生徒に対するいじめ未然防止のための、放射線等に対する正しい理解を深める教育や、震災避難者や復興に関わる人々の想いや取組を理解する学習を進め、被災した子ども達に寄り添う心情を醸成する。

##### 【取組例】

- ・『ふくしま道徳教育資料集【補訂版】』（福島県教委）の活用
- ・『いわての復興教育副読本「いきる かかわる そなえる」』（岩手県教委）の活用
- ・放射線副読本（文部科学省）の活用
- ・福島県の環境創造センターへの教員派遣研修

## ②道徳教育、人権教育の充実

「特別の教科 道徳」において、自己を見つめ、より多面的・多角的にとらえ、自らの考えを深める力を育むとともに、人権教育の中で、だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを進めることにより、いじめの未然防止に向けた取組を進める。

## ③課題解決に向けた組織的な対応力の向上

校長のリーダーシップのもと、児童支援・生徒指導専任教諭を中心に、専門職（カウンセラー等）を積極的に活用するとともに、関係機関とも連携できる児童生徒指導体制を構築する。

また、校内の「いじめ防止対策委員会」において、定期的にケースカンファレンスを実施し、いじめの実態把握及び分析を行う。校長等の責任者は、学校として組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

## ④児童支援専任教諭の体制強化と育成

児童指導上の諸課題への対応を担う児童支援専任教諭の負担を軽減するために配置される非常勤講師の常勤化（定数化）を進め、児童支援専任教諭が役割を十分に果たせる体制を強化する。

また、ケースカンファレンススキルの習得や、小中一貫ブロックを活用した中学校の生徒指導専任教諭と小学校の児童支援専任教諭の定期的な研修・連携を進める。

## ⑤校長のマネジメント力強化と、児童支援・生徒指導専任教諭等の課題解決能力向上

校長のマネジメント力・危機管理能力の強化を図るとともに、課題解決のキーパーソンとなる教職員が、他校の管理職、管理職経験者等から学校経営（運営）や危機管理について学ぶことができるよう、事例検討の研修等を実施する。

## ⑥学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底

日常的に、教職員間だけでなく、カウンセラー等の専門職との情報共有の場を設定するなど、児童生徒指導上の課題の情報共有の徹底を図る。特に転入や進級・クラス替え、学校の新設・統合など、児童生徒の環境が大きく変わる際には、十分な引き継ぎができる取組を進める。

### 【引き継ぎの具体例】

- ・転入時の指導要録に基づく転出校との情報共有や保護者との事前の懇談の実施
- ・進級やクラス替え時における学級編成会議の充実
- ・複数年度分の情報共有ができるような手法の検討

## ⑦「教育を受ける権利」を保障するための支援の確実な実施

学校は、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を守るために、当該児童生徒が登校できない場合には、児童生徒や保護者の思いを丁寧に受け止め、一人ひとりの状況についての記録を作成し、校長をリーダーに担任や児童支援・生徒指導専任教諭からなるチームによる支援を確実に進める。

### 3 保護者との関係構築

学校教育の要が、保護者との連携・協働にあるということを再認識し、保護者とのコミュニケーションを日常から活性化できるシステムを確立すること。

#### (1) 問題点

##### ①保護者の心情やニーズに寄り添うことができていなかったこと

学校は、「家庭訪問に來ないでほしい」という保護者の言葉を口実に、保護者とのコミュニケーションは電話が中心となり、保護者に寄り添った対応をするための工夫を講じていなかった。

##### ②保護者との信頼関係を構築する体制がつけられなかったこと

保護者との信頼関係が崩れた状況において、校長のリーダーシップの下で組織的に対応する体制が脆弱であったため、保護者との関係づくりは教員個々の対応に任せられ、良好な関係づくりに有効な手立てを講じることができなかった。

##### ③カウンセラー等の専門職や外部機関と連携が図れなかったこと

学校や学校教育事務所は、本事案に関してカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門職を積極的に活用していなかった。学校カウンセラーが紹介した専門相談<sup>※</sup>についても、教育委員会事務局と学校との情報共有が行われず、両者が連携して保護者の相談内容について有効な手立てを講じる機会を逸していた。

※専門相談：

児童生徒や保護者からカウンセラーが受けた相談のうち、医療相談や発達検査、継続的な心理相談等を行う必要があるケースに対応する、教育委員会が運営する相談部署。

## **(2) 再発防止策**

### **①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり**

学校と保護者は児童生徒の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、保護者が参画しやすい学校運営を進める。また、日頃からあらゆる機会・場面をとらえ、積極的なコミュニケーションを図るなど、保護者が学校に相談しやすい雰囲気醸成する。

【コミュニケーションを図る取組の例】

- ・家庭訪問、連絡帳、保護者面談によるコミュニケーション機会の設定
- ・保護者が参加しやすい学校行事、地域との協働による学校運営

### **②保護者からの相談への組織的な対応**

保護者からの相談については、学級担任だけで抱えることなく、共有が必要な情報については、学年会や児童・生徒指導部会等で共有する。また、解決が困難な問題については、ケースカンファレンス等で校長をリーダーに組織として対応し、児童生徒や保護者のニーズに応え問題を解決していく。

### **③学校外の相談窓口の効果的活用**

保護者の相談内容によっては、学校だけで抱え込むことなく、区役所や警察等の関係機関と連携し問題を解決していく。また、保護者にも様々な機会を通じて、子育てや教育に関する相談窓口が複数あることなど、横浜市全体で子どもを守り育てていく体制があることを紹介していく。

## 4 関係機関との連携

学校外の関係機関との連携・協働を密にし、チームアプローチができる体制を確立すること。

### (1) 問題点

#### ①関係機関との連携が不十分であったこと

本事案では、学校・教育委員会事務局ともに、警察に相談するようアドバイスすることにとどまり、「保護者とともに警察と相談する」、「警察と連携して児童への指導にあたる」などの積極的な対応が見られなかった。

#### ②スクールソーシャルワーカー(SSW)の活用ができなかったこと

児童生徒が抱える課題が学校だけでは解決できない場合に、関係機関と連携して解決を図る専門職として、SSWの段階的配置を進めてきた。

しかし、SSWは、虐待の早期発見や福祉的課題を抱える児童生徒への対応に重点が置かれていたため、本事案では、関係機関との連携を進める役割を担うことができなかった。



## (2) 再発防止策

### ①関係機関(多機関)との連携強化

保護者・児童生徒の孤立化を防ぐとともに、学校だけで解決できない課題の解決に向け、多機関との組織レベル、担当者レベルでの連携を進め、必要な場合には相談者に情報共有の同意を得ながら、個別の事案についての情報共有等を図り、区役所や警察、児童相談所、療育センターなど、多機関との連携を積極的に行い、それぞれの持つ権限や制度等を活用することで、児童生徒の抱える課題の解決に取り組む。

#### 【多機関連携の具体例】

- ・区児童支援・生徒指導専任教諭協議会の活用
- ・学校警察連携制度の活用
- ・子ども・家庭支援相談との連携
- ・横浜市いじめ問題対策連絡協議会の活用
- ・要保護児童対策地域協議会の活用

### ②スクールソーシャルワーカー(SSW)の体制強化

SSWを学校に派遣し、学校長の指揮下で、いじめなど幅広い課題に対応するとともに、関係機関と連携し、各機関の専門職によりチームアプローチができるよう、SSWの役割や機能の拡大を行うほか、雇用・勤務形態の見直しや人員体制の充実を図る。

### ③スクールソーシャルワーカー(SSW)の人材育成

ケースワーク、ソーシャルワークやカンファレンスの経験豊富なSSWを育成するため、関係機関との人事交流などジョブローテーションを行うほか、平成29年度より、高い能力を持ったスーパーバイザー（1名）やチーフSSW（4名）を配置し、実際の業務を通じて実践的な人材育成に取り組む。

### ④チームアプローチ体制の整備

スクールソーシャルワーカー（SSW）が関係機関を結び付ける役割を担うことによって、学校の児童支援・生徒指導専任教諭やカウンセラー、学校教育事務所の指導主事、区役所・児童相談所のケースワーカーや保健師、警察の相談員等の専門職と連携し、個々のケースについてチームアプローチを実施する。

また、チームアプローチで重要な役割を担うSSWの活用を図るため、SSWの活用状況を把握し、関係部局間でSSWの活用に関する情報交換を進める。

## 5 教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方

教育委員会内の各組織が役割を理解し、適切な児童生徒支援体制を確立すること。

### (1) 問題点

#### ①保護者の心情やニーズに寄り添った対応ができなかったこと

学校教育事務所は、学校との間で課題の解決が困難となっている保護者から直接相談があった際にも、「子どもを中心に、保護者と学校の当事者間で課題が解決されることが望ましい」という考えで対応し、学校教育事務所に相談している保護者の心情に寄り添った対応を行うことができなかった。

#### ②学校教育事務所及び教育委員会事務局は、迅速かつ適切な学校支援を行わなかったこと

学校が長期にわたって事実が確認できない状態であるにも関わらず、学校教育事務所は、学校に対して児童生徒指導担当の指導主事やスクールソーシャルワーカー（SSW）等の派遣をするなど、適切なアドバイスや積極的な学校支援ができなかった。

また、教育委員会事務局の所管課も、学校教育事務所に対応を依頼するにとどまり、学校だけで課題解決が困難な事案に関して、迅速かつ適切な支援を行わず、その後の状況確認も行わなかった。

#### ③学校教育事務所が、ケースカンファレンスで組織的判断ができなかったこと

学校教育事務所において個別ケースの情報を共有する会議等では、検討すべき事案の緊急度・重要度などを判断する基準が明確になっていなかった。このため、学校教育事務所は本事案について、学校が主体的に解決できる問題との認識にとどまり、積極的な支援が必要であるとの組織的判断ができなかった。

#### ④専門相談(教育委員会事務局)が、相談内容を学校と共有しなかったこと

専門相談については、相談内容を外部に伝えないことを前提に対応することで、相談者との信頼関係を築き、幅広い相談を受けている。しかし、児童生徒の「教育を受ける権利」の保障等に資する場合には、相談者の了解を得て学校と相談内容を共有する必要があった。

## **(2) 再発防止策**

### **①学校教育事務所による積極的支援**

学校教育事務所は、「保護者と学校の間での解決が困難となっているときこそ、問題を抱える保護者の気持ちを受け止め、積極的に保護者や学校を支援する」という役割を徹底するとともに、学校が求める支援ができるよう、事務所内の業務内容等の精選・見直しを行うなど、事務所内の体制を整備する。

### **②緊急対応チームによる支援**

人権教育・児童生徒課に緊急対応チームを配置し、いじめ重大事態が疑われる場合には早期に職員を学校に派遣するなど、教育委員会事務局全体で迅速に対応する。

### **③ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施**

重大な課題を見逃すことなく、組織として確実に把握し対応するため、緊急度・重要度の基準を定め、一定以上の緊急度・重要度のある事案については、ケースカンファレンスの中で対応方針を決定するなどのルールを明確化する。

また、事案の検討に必要な記録を徹底するとともに、関係部署が情報を共有し一元化できるように、情報システムの整備や、様々な事案を集積し、データ化して活用する方策を検討する。

### **④迅速な専門家の派遣**

学校だけでは解決が困難な事案に対し、早い段階で、学校が直接、弁護士のアドバイスを受けられる体制を整備する。また、事案の内容によって、医師や心理、教育などの専門家を派遣し、学校を支援する体制を充実する。

### **⑤専門相談との情報共有**

専門相談は相談者との信頼関係を築くことで幅広い相談を行っていることから、関係部署間での情報の共有については相談者との信頼関係を損ねる危険性がある。

しかし、児童生徒の成長にそった教育を行っていくためには、必要な情報を関係部署が共有することも重要であることから、重要度に応じて情報共有の同意もしくは初期段階での情報共有に関わる事前告知手続きを行うなど、情報が共有できる方策を検討する。

### **⑥いじめ事案の継続的な状況確認**

いじめ事案が十分に対応されずに放置されたり、解決したと思われた事案が再発したりすることの無いよう、学校のみならず、学校教育事務所などにおいて継続的に状況確認を行う。教育的観点から被害・加害の児童生徒の経過を追い、再発等の防止を図る。

## 6 いじめ調査方法のあり方

教育委員会は、いじめの調査方法について、適切に判断すること。

### (1) 問題点

#### ①いじめ重大事態の判断が遅れたこと

「横浜市いじめ防止基本方針」では、学校・学校教育事務所・教育委員会事務局がどのように関わって重大事態の調査の判断をするか、判断主体が不明確であった。

その結果、本事案においては、制度を所管する教育委員会事務局や学校教育事務所が重大事態の判断を学校に委ねることとなり、重大事態としての調査の判断が遅れた。

#### ②法の運用について認識が不足していたこと

金品に重大な被害を被っている場合や、「いじめにより重大事態に至った」という申し立てがあった場合には、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」としても、法第28条第1項の重大事態の疑いとしてとらえ、学校または教育委員会事務局が、法の手続きに則って事実関係を明確にするための調査や報告を行う必要があった。

しかし、法の運用について、学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の認識が十分ではなく、本事案においては、調査を開始するまで約1年7か月を要するなど、適切な対応を取れなかった。

## **(2) 再発防止策**

### **①学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の連携による重大事態調査の判断**

いじめ問題は、件数が多くかつ事案の態様も様々であるため、どのような場合に重大事態としての調査が必要であるか、判断事例を積み上げることにより、迅速かつ的確な判断につなげる必要がある。

そこで、今後、重大事態の事例や判断のノウハウが蓄積していく教育委員会事務局の人権教育・児童生徒課に緊急対応チームを設置し、そのチームと学校教育事務所・学校が連携し、的確に重大事態調査の判断を行う。

### **②「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を踏まえた再発防止策の推進**

「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を行い、迅速かつ組織的な対応が行えるよう、緊急度・重要度に応じた報告や、学校・学校教育事務所・教育委員会事務局でのケースカンファレンスの連携の仕組みを整備するなど、再発防止の取組を進める。

### **③研修・説明会による制度周知や事例検討による法の確実な運用**

校長・副校長等の管理職、児童支援・生徒指導専任教諭等のほか、一般教員を含め、研修や説明会等で制度周知や事例検討を行い、法の確実な運用を行う。

#### **【具体的な取組例】**

- ・弁護士等によるいじめ防止対策推進法の趣旨や定義の理解を深める研修
- ・いじめの実例に基づいた重大事態の判断の事例検討
- ・いじめ調査における聴取手法の研修

### **④早期解決に向けた調査体制の拡充**

日々成長していく児童生徒に配慮し、いじめの重大事態の調査を迅速に実施し、早期の解決を図れるよう、調査に当たる横浜市いじめ問題専門委員会の委員となる専門家の増員や、事務局体制の充実を図る。

## 7 調査結果の公表のあり方

自治体として、公表に係る法律を適正に運用するとともに、教育的視点からの公表がどうあるべきか、検討していくこと。

### (1) 問題点

#### ①調査報告書の公表についての準備が不足していたこと

法令では、重大事態の調査を行った場合は、「調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行うものとする」とされているのみで、公表に関する規定はない。

また、調査報告書は、プライバシーに関する情報を多く含むため、関係者以外への公表については、想定していなかった。

#### ②教育的視点からの調査を活用すること

調査報告書を踏まえ、関わった児童生徒がそれぞれの行動を振り返り、自らの社会性や相手を尊重したコミュニケーション能力を高めることにより人として成長できるきっかけとできるよう、教育的な指導につなげる必要がある。

## (2)再発防止策

### ①調査結果公表における個人情報保護関係法令の順守

教育行政の透明性を確保するため、調査報告書は可能な限り公表されることが望まれているが、プライバシーに関わる情報が多く含まれるため、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき、公表の是非及び範囲を判断する。

### ②調査結果公表のガイドラインの作成

今後、調査結果の公表が求められた場合どのように対応すべきであるか、教育行政の透明性に応えるとともに、教育的視点及び個人情報保護の視点や、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定を踏まえ、考え方を整理する必要がある。

このため、弁護士や教育関係者、学識経験者等からなる附属機関により、いじめ重大事態の調査結果の公表のあり方を議論の上、「公表に関するガイドライン」を策定し、これに基づき関係児童生徒・保護者や対外的公表の対応を行う。

## 8 いじめの定義の理解

いじめ防止対策推進法や、横浜市いじめ防止基本方針の定義を正しく理解し、いじめについて適切に判断し対応すること。

### (1) 問題点

#### ①いじめの定義の理解が不足していたこと

いじめの定義では、いじめられた児童生徒の立場にたって「心身の苦痛を感じているもの」がいじめと定義されている。

しかし、本事案では、「いじめの事実を明確にしなければならない」「事実が明確になれば、関係児童を指導することはできない」との考えにとらわれ、学校・学校教育事務所・教育委員会事務局とも、法の定義・趣旨に基づいたいじめとの認識を持つことができなかった。

#### ②「いじめ重大事態」の理解に関する研修が不足していたこと

現実のいじめ事例の態様は複雑多様で判断が難しい中、学校現場に対する研修等が十分とは言えず、通知を主体とした周知にとどまり、具体的な事例の情報提供ができていなかったために、学校は迅速な判断ができなかった。



## (2) 再発防止策

### ①より効果的な研修の工夫

教育委員会事務局の職員、校長・副校長等の管理職、児童支援・生徒指導専任教諭等のほか、一般教員を含め、研修や説明会等において制度周知や事例検討を行うことで確実な運用を図る。

また、研修素材を見直し、いじめの定義理解や重大事態の認知、事例の判断基準、解決策等について、児童支援・生徒指導専任教諭等のスキルや感度を上げられるものにする。

#### 【活用する研修の例】

- ・出張行政説明（文部科学省初等中等教育局）
- ・課題解決の専門家による研修（人権教育・児童生徒課）
- ・児童支援・生徒指導専任教諭夏季研修（人権教育・児童生徒課）
- ・指導者養成研修（独立行政法人教員研修センター）

### ②いじめの申し立て窓口の設置

いじめ事案について、学校に相談しても解決しない場合やいじめの調査の対応がされない場合に対応するため、児童生徒や保護者が学校を経由せず、アクセスしやすい相談窓口や申し立てを行うことができる専用窓口の設置を検討する。

### ③保護者や地域に向けた学校の取組の発信

児童生徒のいじめ行為は、大人の言動が大きく影響する。いじめを未然に防止するために、学校がいじめについてどのような教育を実施していくのか、広く保護者や地域に向けて発信する。

#### 【発信の具体例】

- ・学校ホームページを使った学校でのいじめの未然防止の取組の発信
- ・いじめ防止市民フォーラムの実施
- ・横浜子ども会議での成果を活用したポスターによる啓発
- ・地区懇談会や学校運営協議会を活用した発信



## 答申後の経過

内容	
28年	<p>11月 2日 いじめ問題専門委員会から調査報告書の答申</p> <p>11月 7日 教育委員会定例会での審議（非公開）、報告書を申立人に情報提供すること了承、継続審議</p> <p>11月 8日 当該児童代理人へ調査報告書を提供</p> <p>11月 9日 市長へ調査結果の報告</p> <p>11月 9日 所管部署が報道機関からの一括取材に対応</p> <p>11月15日 当該児童代理人による記者会見</p> <p>11月15日 教育長が報道機関からの一括取材に対応、謝罪</p> <p>11月21日 義家文部科学省副大臣の横浜市訪問、市長・教育長・教育委員の意見交換</p> <p>11月21日 いじめ問題等への取り組みの徹底について（教育長通知）（課長通知）を発出</p> <p>12月 1日 当該児童保護者、当該児童代理人と面会</p> <p>12月 8日 市長と学校現場で教育に携わる職員との意見交換</p> <p>12月 9日 当該児童代理人から「要望書」の提出</p> <p>12月12日 市会常任委員会（こども青少年・教育委員会）で「いじめ問題専門委員会の答申内容」及び「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会の設置」について報告</p> <p>12月15日 いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会の設置</p>
29年	<p>1月10日 当該児童代理人から「所見」の提出</p> <p>1月20日 会期外の市会常任委員会（こども青少年・教育委員会）で、再発防止検討委員会の検討状況の中間報告（1回目）</p> <p>1月23日 当該児童代理人から「申入書」の提出</p> <p>1月26日 1月20日の会期外常任委員会説明に関する教育長コメント</p> <p>2月10日 教育委員会会議で対応を報告（非公開）</p> <p>2月13日 当該児童代理人が、当該児童から市長あての手紙を提出</p> <p>2月13日 教育長が記者会見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お子様の気持ちをしっかりと受け止められなかったこと、教育的指導をきちんとできなかったことについて謝罪。</li> <li>・教育委員会としては、改めて金銭授受の部分もいじめの一部として認識し、再発防止を真摯に検討していくことを説明。</li> </ul> <p>2月15日 市会常任委員会（こども青少年・教育委員会）で、再発防止検討委員会での検討状況の中間報告（2回目）</p> <p>2月17日 教育委員会会議で再発防止策を審議（非公開）、継続審議</p> <p>3月 3日 教育委員会会議で再発防止策を審議（公開）、継続審議</p> <p>3月14日 市会常任委員会（こども青少年・教育委員会）で、本報告書（素案）について報告（3回目）</p> <p>3月17日 教育委員会会議で再発防止策を審議（公開）、承認</p> <p>3月24日 当該児童・当該児童保護者・代理人と、当時の学校・学校教育事務所の教職員が面会・謝罪</p> <p>3月26日 当該児童代理人から「再発防止策に対する意見」の提出</p> <p>3月27日 教育委員会会議で再発防止策（案）の修正を審議（公開）、承認</p> <p>3月27日 総合教育会議において再発防止策を議論（公開）</p> <p>3月31日 「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」確定・公表</p>



## いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会の概要

平成28年11月2日付け、「横浜市いじめ問題専門委員会」からの「いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる重大事態の調査報告書（答申）」を受け、再発防止策を検討するため、平成28年12月15日に、「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会」を設置しました。

### 1 設置目的・役割

- なぜ教育委員会や学校が十分な対応を行うことができなかったのかを検証
- どうすれば適切な対応を行うことができるか、再発防止策を検討

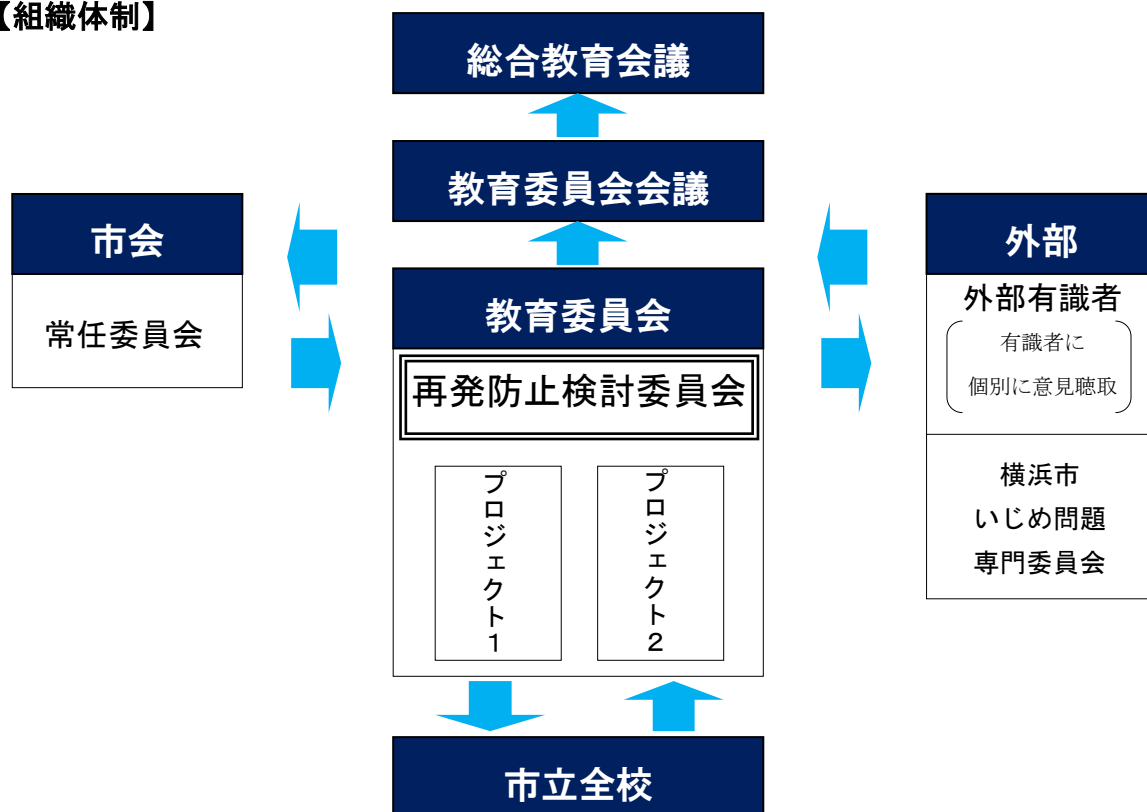
### 2 検討項目

- |                   |                           |
|-------------------|---------------------------|
| (1) 児童生徒理解        | (5) 教育委員会事務局の児童生徒支援体制の在り方 |
| (2) 校内児童生徒指導体制の充実 | (6) いじめ調査方法の在り方           |
| (3) 保護者との関係構築     | (7) 調査結果の公表のあり方           |
| (4) 関係機関との連携      | (8) いじめの定義理解              |

### 3 組織構成

- (1) 再発防止検討委員会（委員長 教育次長）  
 ○再発防止検討委員会は、教育次長を委員長とし、教育委員会事務局の部・課長級及び関係区局の局部長級職員により組織します。  
 教育委員会事務局の部課長級10名、市長部局の局部長級5名
- (2) プロジェクトチーム（2チーム設置）  
 ○迅速な検討を行うため、再発防止検討委員会の下に、プロジェクトを設置します。  
 教育委員会事務局の部課長級・指導主事15名、市長部局の課長・課長補佐級4名

#### 【組織体制】



#### 4 外部有識者等からの意見聴取

- 再発防止検討委員会がまとめた再発防止策（素案）について、国・県・弁護士などの外部有識者に評価を依頼し、意見を聴取しました。
- また、「横浜市いじめ問題専門委員会」に諮問し、意見を求めました。

#### 5 市会常任委員会への説明・議論

- 取りまとめられた再発防止策について、市会常任委員会で説明し、ご議論いただきました。（1月20日、2月15日、3月14日）

#### 6 総合教育会議での検討

- 市会常任委員会での意見等を踏まえ、再発防止策（案）について、市長が主宰する総合教育会議において、市長・教育長・教育委員で議論・検討しました。（3月27日）

#### 7 検討経過

月	日	内容
12月	15日	第一回 再発防止検討委員会開催
	16日	プロジェクト1開催
	19日	プロジェクト2開催
	20日	プロジェクト2開催
	21日	プロジェクト1、プロジェクト2開催
	26日	プロジェクト1開催
	27日	第二回 再発防止検討委員会開催
1月	6日	第三回 再発防止検討委員会開催
	13日	第四回 再発防止検討委員会開催
2月	1日	第五回 再発防止検討委員会開催
	16日	外部有識者に意見聴取を依頼（順次意見書提出）
	17日	「横浜市いじめ問題専門委員会」に諮問
	24日	「横浜市いじめ問題専門委員会」、プロジェクト1・2開催
3月	1日	第六回 再発防止検討委員会開催
	13日	「横浜市いじめ問題専門委員会」から意見書提出
	16日	第七回 再発防止検討委員会開催
	31日	「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」確定・公表

## いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会

## 教育委員会事務局委員

役割	職名	氏名
委員長	教育次長	小林 力
副委員長	総務部長	高倉 徹
副委員長	教育政策推進等担当部長	小椋 歩
	教職員人事部長	魚屋 義信
	施設部長	上田 恭弘
	指導部長	長谷川 祐子
	国際教育等担当部長	奥田 裕之
	北部学校教育事務所長	前田 崇司
	職員課長	小林 謙一
	教職員人事課長	市川 一弘

## 本市関係局委員

職名	氏名
泉区福祉保健センター担当部長	松浦 淳
総務局コンプライアンス推進室長	鈴木 紀之
市民局市民情報室長	田山 博敏
こども青少年局こども福祉保健部長	細野 博嗣
健康福祉局生活福祉部長	本吉 究

### 学校・学校教育事務所についての検討PT(PT1) 委員

役割	職名	氏名
チーム長	教育政策推進等担当部長	小椋 歩 ※
	教職員人事部長	魚屋 義信 ※
	寺尾中学校長	木藤 肇
	教育政策推進課長	高見 暁子
	教職員人事課長	市川 一弘 ※
	指導部首席指導主事	緒方 克行
	北部学校教育事務所指導主事室長	水木 尚充
	人権教育・児童生徒課主任指導主事	小倉 克彦
	こども青少年局課長補佐(中央児童相談所支援課相談調整係長)	畑岡 真紀
	港北区福祉保健センターこども家庭支援課長	石原 千草

### 教育委員会事務局についての検討PT(PT2) 委員

役割	職名	氏名
チーム長	総務部長	高倉 徹 ※
	国際教育等担当部長	奥田 裕之 ※
	北部学校教育事務所長	前田 崇司 ※
	職員課長	小林 謙一 ※
	東部学校教育事務所指導主事室長	直井 純
	南部学校教育事務所指導主事室長	村岡 靖
	人権教育・児童生徒課担当課長	蒲地 啓子
	鶴見区福祉保健センターこども家庭支援課長	中澤 智
	泉区福祉保健センターこども家庭支援課長	丹野 久美

※…検討委員会委員を兼ねる者



## いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会

意見聴取を行う外部有識者等

職名	氏名
文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長	松林 高樹
神奈川県教育局支援部子ども教育支援課長	宮村 進一
神奈川県教育局支援部学校支援課長	加川 香
目白大学人間学部人間福祉学科教授	大崎 広行
弁護士法人リレーション代表弁護士	川 義郎



## 意見書の対応状況

参考資料4

通し番号	項目	問題・対策	枝番	ご意見	対応	意見者
1	全般			再発防止策の主目的は、学校および教育委員会のためにある。わかりやすさを第一義にすべく、項目、文章を具体的に簡潔に記す必要がある。	本報告書を取りまとめる中で、可能な限り配慮させていただきました。	横浜市いじめ問題専門委員会
2	全般			具体的なことを書く方がわかりやすい。	本報告書を取りまとめる中で、可能な限り配慮させていただきました。	横浜市いじめ問題専門委員会
3	全般			いじめ防止という観点からは、学校の中に死角があることも注意してほしい。	ご指摘のとおりです。施設の整備等においては、ご指摘の点も十分考慮してまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
4	全般			本事項の再発防止策で取り上げられている内容は、いずれもいじめ問題に特化した内容ではなく、不登校や発達障害など、特別な配慮や支援が必要な児童にも当てはまる内容である。再発防止策を実施する側（学校や学校教育事務所及び教育委員会事務局など）は、今回の再発防止策が、今後のさまざまな児童支援にも、よりよい効果を生むことを念頭に、児童支援におけるユニバーサルな視点をもって臨む必要がある。	ご指摘のとおりです。今回の再発防止策は、いじめ問題に対応することを目的としていますが、児童生徒指導・教育相談全般に関わる取り組みとして、進めてまいります。	外部有識者
5	全般			各項目とも具体的な方策、手立てを明示する必要がある。その際には、学校・学校教育事務所・事務局それぞれの役割等を整理し、示す必要がある。	本報告書を取りまとめる中で、可能な限り配慮させていただきました。今後、本報告書に基づき、各所管部署でアクションプランをつくり取組を進めます。	外部有識者
6	1	(1)	①	不登校やいじめの訴え、金品の持ち出しなどという「それぞれの問題」に対する「十分に対応することをしなかった」ことが指摘されているのであり（p.23）、「組織体制」というより「個別指導」が欠けていたことが問題なのではないか。なお付言すると、複数の教員が「多様な視点を持つ」だけでなく、むしろ、複数の教員がともにいじめに気づき、連携して対応する視点を持つことが重要である。	ご指摘を踏まえ、個々の教員の問題点と、組織体制の問題点がわかるように、項目を分離しました。	外部有識者
7	1	(1)	②	①当該児童からのSOSがあることを理解して対応することができていなかった点、②複数の教員が多様な視点を持ち、児童の心理や特性を捉えることができる組織体制となっていなかった点については、特に重要な課題として、今後、改善していく必要があると思われる。	ご指摘を踏まえ、個々の教員の問題点と、組織体制の問題点がわかるように、項目を分離しました。	外部有識者
8	1	(2)	①	再発防止策の「1. 児童理解」とも関連するが、いじめの未然防止、長期化・重大化の防止に向けては、児童・生徒自らが問題意識をもって主体的に行動できるよう育てることが不可欠である。そのためには、いじめ防止に向けて児童・生徒が積極的に関わる取組の充実が不可欠である。横浜市では、これまでも「横浜プログラム」による豊かな人間関係づくりや、「フォーラム」等での児童・生徒を中心とした取組など、同様の取組が盛んに行われている。全市的に展開されている小中一貫教育の視点を生かし、こうした取組を9年間を通じて小学生と中学生が交流する中で実践するなど、更なる充実を期待する。	ご指摘を踏まえ、新たな項目を追加しました。また、「フォーラム」等については再発防止策の項目8に具体例を追記しました。	外部有識者
9	1	(2)	①	各教科の授業や特別活動の中で、「望ましい人間関係づくり」に取り組み、スキルトレーニングを行いながら、いじめを未然に防止していくことが大事である。	ご指摘を踏まえ、新たな項目を追加しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
10	1	(2)	①	いじめの定義にある「心身の苦痛」について、どういう行動・行為が心身の苦痛を与えるのかを子どもが知ることが大事である。心情的なものだけになっていると、行為に対しての教育がゆるくなってしまいうので、何がいけないのかを子どもに主体的に考えさせる教育が必要である。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
11	1	(2)	②	当該児童からのSOSがあることを理解して対応することができていなかった点に関しては、教員側の気づきだけでなく、日常的な関わりの中で、児童が教員に対して、いつでもSOSを出せるような信頼関係を構築していくことが必要である。	ご指摘を踏まえ、新たな項目を追加しました。	外部有識者
12	1	(2)	②	いじめられた子供がSOSを出せないこともある。	ご指摘を踏まえ、新たな項目を追加しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
13	1	(2)	②	児童にとって、複数の教員と接する機会があるというのは、いじめの申告を拾い上げる機会が増えるという点で適切である。	ご指摘のとおり、一人ひとりを多面的にとらえるため、一人の児童生徒に複数の教職員が関わられるよう、取組を進めます。	外部有識者
14	1	(2)	③	複数の教員が多様な視点を持ち、児童の心理や特性を捉えることができる組織体制となっていなかった点に関しては、「教師自身の感性を磨き高める研修を実施する」ことが挙げられているが、問題は研修の中身である。自らの感性に気づき、感性を磨くための具体的な研修内容を、今後、検討していく必要がある。	ご指摘を踏まえ、感性という言葉を変え、ヒアリングスキル等の具体的な例を記述しました。	外部有識者
15	1	(2)	③	いじめ対策としての「教師の感性を高める研修」というのは何であるかが具体的に示されるとよい。	ご指摘を踏まえ、感性という言葉を変え、ヒアリングスキル等の具体的な例を記述しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
16	1	(2)	③	一般的に研修の提案が多いが、時間数の増加ではなく、研修効果の分析が必須である。	ご指摘については、今後の研修の実施の中でも、配慮してまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
17	1	(2)	③	思春期の子どもは、集団リビドーが非常に関係しているので、個々の理解だけでは見えにくい。行為の背後に子ども同士の人間関係がある。「集団の中で」「学級の中で」という視点を付け足してほしい。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	横浜市いじめ問題専門委員会

※上記の意見は、平成29年2月15日の常任委員会で示した再発防止策（案）に対していただいたものです。

通し番号	項目	問題・対策	枝番	ご意見	対応	意見者
18	1	(2)	③	「教師自身の感性を磨き高める研修」という表現が具体的でない。どのような研修をすれば、教師自身の感性を高められるのか、さらにいえば、そもそも感性を磨き高めるといえることができる研修が可能なのか。 本件については、「個々の担任教員は、何とか当該児童を理解し、教育の補償をしようという努力はしていたことは認められたが、学校全体で情報共有がされておらず」(p.20)という指摘からすると、本件に関しては、むしろシステムの問題なのではないか。全体に対する研修は、本件との関係では効果的でないように考える。	ご意見を踏まえ、感性という言葉を変え、ヒアリングスキル等の具体的な例を記述しました。また、児童生徒理解につきましては、個々の教職員の問題と、組織体制の問題の両面があると考えております。	外部有識者
19	1	(2)	④	「複数の教職員で児童一人ひとりを見守るための体制を整備する」ことは、学校生活全体で担任との関わりが多く時間を占める小学校においては、学校や教員の意識改革と学校全体としての組織的な取り組みが必要である。	重要な課題の一つとしてとらえており、今後、具体的な再発防止の取り組みを進めてまいります。	外部有識者
20	1	(2)	④	教員個人の判断を中心にするとう感情的になり正確な判断ができない。必ず組織的に複数で判断する。教師がコミュニケーションをきちんととることが重要である。	重要な課題の一つとしてとらえており、今後、具体的な再発防止の取り組みを進めてまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
21	1	(2)	⑤	警察は、立件は難しいと学校に伝えているが、それは「いじめではない」ということとは違う。しかし、「指導の対象ではない」と教育機関は思いがちである。	今後の学校運営・児童生徒指導の際に、対応できるよう取り組みます。	横浜市いじめ問題専門委員会
22	1	(2)	⑤	警察が介入すると警察の結果が出るまでは何もしないという傾向が強くなっている。本来やるべきこととして、虐待・非行行為は学校教育の範疇で指導すべきであることを理解する必要がある。	今後の学校運営・児童生徒指導の際に、対応できるよう取り組みます。	横浜市いじめ問題専門委員会
23	1	(2)	⑤	現状でどのような教育的支援がデフォルトとされているのかが不明であるが、内容としては適切である。	具体的指導例を記載しています。	外部有識者
24	1	(2)	⑤	児童の間において、保護者の認識がない中で多額の金銭がやりとりされていること自体が、教育上の重大な問題であり、その背景も含めて指導する必要があると考える。	ご指摘を踏まえ、今後適切に対応してまいります。	外部有識者
25	2	(1)	②	前段部分は、問題点の摘示として不適切である。「学校は、対応すべき児童指導上の課題に対し、管理職を含めた児童指導部会等の校内組織での迅速な情報共有、事案の整理、組織的な判断を行わず、役割分担も不明確なまま対応した」というのは単なる事象に過ぎず、「そのような事象が生じたのはなぜか」という問題点の摘示がない。 問題点の摘示としては、そのようなシステムがなかったのか、あったが機能しなかったのか(→機能しなかった原因)が必要である。後段部分も、「その結果」とはいえない。金品の授受だけでも、適切な対応をとることができれば、対策が可能であったと考えられる。	ご指摘を踏まえ、システムが機能しなかった原因について、分析できている範囲で記述しました。また、後段部分は他の項目との重複もあったため、削除しました。	外部有識者
26	2	(1)	③	児童の「内面やその変化についての理解」に基づいた情報共有や引き継ぎができていない原因が不明である。	ご指摘を踏まえ、再発防止策に具体的な例を記述しました。	外部有識者
27	2	(2)	②	東日本大震災を強調するのではなく、全体的な見方で偏見や差別が無いように人権教育を推進する必要がある。	ご指摘を踏まえ、放射線教育・被災地理解学習と、道徳教育・人権教育に項目を分けて記載しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
28	2	(2)	③	必要とされるのが、校内委員会、学校、学校教育事務所、教育委員会事務局、それぞれの段階での状況認識と適正な判断である。本事項で再発防止策として挙げられている「定期的なケースカンファレンスの実施」は、こうした状況認識や適正な判断を行うのに不可欠な場である。適正な「ケースカンファレンスの実施」は、本報告書で挙げられている、他の再発防止策の中でも数多く取り上げられている。今後の再発防止策の大きな柱の一つとして取り組んでいくことを強く希望する。	重要な課題の一つとしてとらえており、今後、具体的な再発防止の取り組みを進めてまいります。	外部有識者
29	2	(2)	③	事例検討会では、校長等の責任者が管理しなければならない。会議での内容、工程表に基づいた時間軸の対応を提案し、会議録記載は必須である。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
30	2	(2)	③	「対応方針の決定ができる」児童生徒指導体制がどのようなものが不明である。(対応方針の決定ができない児童生徒指導体制というものが観念できないため。。「対応方針の決定ができる」という表現を削除した方が適切である。後段は適切である。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	外部有識者
31	2	(2)	④	「児童支援専任教諭の体制強化」については、児童支援専任教諭の負担軽減だけでは不十分である。ケースごとのアセスメントや他機関連携、児童・保護者理解など、ケースカンファレンスの適正な運営につながるような、児童支援専任教諭の役割を十分担えるだけの研修内容の強化も必要である。	今後の再発防止の取り組みにおいて、頂いたご意見を踏まえて対応いたします。	外部有識者
32	2	(2)	④	再発防止策では、「児童支援専任教諭が役割を十分に果たせる体制の強化」を図るとされている一方、「校長による児童支援専任教諭の積極的な活用」とも示されている。何のために専任としたのか、何が専任の役割等を明確にし、管理職はもちろん学校全体の共通認識とせねば、更なる体制強化も実効性は伴わない。本県では、小学校において児童支援を専任で行える体制を整えている市町村が少ない中、横浜市の現行体制が有効に機能し、組織的な対応が小学校に根付いていくことを期待する。	ご指摘を踏まえ、今後の取り組みの中で進めていきます。	外部有識者
33	2	(2)	④	小学校の児童支援専任教諭もようやく整えられてきたが、重層的な研修で、個人の質的な向上を図ることや、キーとなる人材をきちんと育てることが大事である。	ご指摘を踏まえ、今後の取り組みの中で進めていきます。	横浜市いじめ問題専門委員会
34	2	(2)	④	今回の事例は、小学校の問題が大きい。児童支援専任はこれから力を持ってくるだろうが、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーそのほかの専門家とどのように付き合っていくかも、まだこれからの課題である。	ご指摘を踏まえ、今後の取り組みの中で進めていきます。	横浜市いじめ問題専門委員会

※上記の意見は、平成29年2月15日の常任委員会で示した再発防止策(案)に対していただいたものです。

通し番号	項目	枝番	ご意見	対応	意見者
35	2	(2) ⑤	対策を講じるには、管理職も含めた多くの教職員の意識改革が必要であろう。その為には、それぞれの学校の管理職が中心となり、管理職の強いリーダーシップの下、実施していく必要がある。仮に、その過程において、その役割を担えない管理職がいる学校では、学校教育事務所や教育委員会事務局の強い指導・助言・支援が求められる。	ご指摘を踏まえ、今後の取り組みの中で進めていきます。	外部有識者
36	2	(2) ⑤	校長の危機管理能力開発のため、具体的なケースをいかに自分のこととして捉えるかといった事例検討の研修を充実していく必要がある。	ご指摘を踏まえ、今後の取り組みの中で進めていきます。	横浜市いじめ問題専門委員会
37	2	(2) ⑤	内容は適切であるが、タイトルと内容が一致していない。	ご指摘を踏まえ、タイトルを修正しました。	外部有識者
38	2	(2) ⑥	「転校」というキーワードがある。横浜市に転校して来たとき、保護者も子どもも不安定である。地域や学校にどう溶け込むかなど、児童生徒指導体制の中で、「迎え入れ方」があるとよい。	ご指摘を踏まえ、今後の取り組みの中で進めていきます。	横浜市いじめ問題専門委員会
39	2	(2) ⑥	転入時に、指導要録の抄本が送られるので、元の学校との信頼関係の中で情報を共有するとよい。	ご指摘を踏まえ、記述を見直しました。今後の取り組みの中で進めていきます。	横浜市いじめ問題専門委員会
40	2	(2) ⑥	具体的な対策が不明である。どのような「体制」を整備するのか、また「情報共有の場」を設定した上で、それをどのような形で引き継いでいくのかが不明である。	ご指摘を踏まえ、具体的な取組を記載しました。	外部有識者
41	2	(2) ⑦	どの状況においても一番大事なことは、子どもの教育を受ける権利を担保すること。加害者・被害者の特定を目的とするのではない。事案が起こった時点で、子どもの教育を受ける権利を侵害しないように学校が動くべきである。	ご指摘を踏まえ、新たな項目を追加しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
42	3	(1) ①	一見困った存在として目に映る、本来支援が必要な児童や保護者を、「困った児童」「困った保護者」と捉えるか、「困っている（苦戦している）児童」「困っている（苦戦している）親」と捉えるか、その捉え方によって、児童や保護者への関わり方や対応が大きく変わってくる。本事項で挙げられている再発防止策は、こうした教員の価値観や意識の変革を前提に進められる必要がある。学校における教員同士の日々の話し合いや校内研修の中で、こうした価値観や意識をいかに醸成していくかが重要である。	ご指摘のとおりです。日々の学校運営や事務局業務を行う中で、その点を忘れることのないよう、取組を進める必要があります。	外部有識者
43	3	(1) ①	「保護者に寄り添った対応をするための工夫」という表現が具体的ではない。答申で「懇談」という表現が用いられているので、「懇談（面談）を行うための工夫」などの表現が考えられる。	ご指摘を踏まえ、具体例を記載しました。	外部有識者
44	3	(1) ②	「・・・体制が脆弱であったため」、「保護者との関係づくりは教員個々の対応に任せられたといえるのか、因果関係が明らかではない。基本的な保護者との関係づくりが教員個々の対応に任されているのは当然のことであり、問題点の指摘として不適切である。また、「校長のリーダーシップの下で組織的に対応する体制が脆弱であった」としても、それが良好な関係づくりに有効な手立てを講じることができなかったことにつながるか、という点も疑問である。 既に指摘されているとおり、個々の教員がもっていた当該児童に対する情報が共有されていなかったことに起因する問題であると考えられる（この情報が伝わっていたにもかかわらず、学校が対応しなかったということであれば、体制の問題である。） むしろ、「保護者が家庭訪問に来ないでほしい」といった場合の対応策が不十分であったということではないか。	ご指摘を踏まえ、保護者との信頼関係が崩れた場合の問題点であることを追記しました。	外部有識者
45	3	(1) ③	後段の「専門相談」が不明。制度ということであれば、具体的にどのような制度であるかということをはっきりとした上で、「専門相談制度」とした方がよい。	ご指摘を踏まえ、専門相談について記載しました。	外部有識者
46	3	(2) ①	どのような状況にあっても、保護者は学校と共同して子どもを保護する立場にあることを理解し、定期的な懇談など、コミュニケーションを図ることが重要である。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
47	3	(2) ①	地域・保護者と学校の関係は「対立」ではなく「協働」、パートナーであるという視点を入れてほしい。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
48	3	(2) ①	具体的でなく不適切である。「整える」とする「学校体制」の具体例が必要である。	ご指摘を踏まえ、文章を修正するとともに、具体例を記載しました。	外部有識者
49	3	(2) ②	前段について、共有の方法についての具体例が必要である。	ご指摘を踏まえ、共有の方法等を文章に加筆しました。	外部有識者
50	4	(1) ①	学校が自発的に警察に相談したのか、あるいは先に保護者から相談するよう促し保護者が相談したことを受けて学校が警察との連携を開始したのか、明確にすべきと考える。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	外部有識者
51	4	(2) ①	関係機関との連携においては、地域によっては「要保護児童対策地域協議会」が十分機能していなかったり、学校からの要請に他機関が十分応え切れなかったりするケースが散見される。実務者レベルでの連携がスムーズにできない場合には、それぞれの関係機関を所管する部局間（部課長レベル）での連携（意思決定・連絡調整）が必要な場合もある。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	外部有識者
52	4	(2) ①	警察が動く場合の目的は事件の調査という観点が多い。立件できるかという見方、教育現場としての見方は同じではないことに気をつけなければならない。警察の見方と学校現場における問題行動の捉え方の違いを意識した連携が必要である。	ご指摘を踏まえ、今後の学校運営・児童生徒指導の際に、対応できるよう取り組みます。	横浜市いじめ問題専門委員会
53	4	(2) ①	不適切とはいえない。もっとも、「要保護児童対策地域協議会」で、どの程度（何件程度）の件をどの程度の間隔で扱うのか、という点については不明である。区役所との関係も、どの部署との連携をとるのかを具体的に示す必要がある。	要保護児童対策地域協議会については、いじめの背景に、学校だけでは解決できない福祉的課題等がある場合に、活用されるものと考えています。	外部有識者

※上記の意見は、平成29年2月15日の常任委員会で示した再発防止策（案）に対していただいたものです。

通し番号	項目	問題・対策 枝番	ご意見	対応	意見者
54	4	(2) ①	児童の間で多額の金銭がやりとりされていた本事案では、学校が教育上の重大な問題であるとして、自発的に、警察との連携や、保護者間の話し合いを主導する等の対応を開始すべきである。たとえ、いじめ・触法行為に該当することが明らかでない段階であっても、必要な場合は学校が積極的に警察との連携等の対応を行うこともあることに留意すること。	ご指摘を踏まえ、具体例を追加しました。	外部有識者
55	4	(2) ②	現行のSSWの活用の限界は、SSWの任期付き非常勤の雇用形態にある。教育現場でのSSWの重要な役割と必要性がますます高まってきている中、学校や教育委員会内での重要な役割や関係機関との間での責任を伴う役割を担うためには、現行の雇用形態では限界がある。SSWの雇用形態を非常勤から正規職員に、段階的に移行していく必要がある。	ご指摘のとおりです。今後の再発防止の取り組みの中で、雇用・勤務形態についても検討してまいります。	外部有識者
56	4	(2) ②	再発防止策では、SSWが児童虐待や福祉的課題のみならず、いじめ問題についても関係機関との連携の中心的役割を担うために、SSWの役割や機能の拡大のほか、雇用・勤務形態の見直しや人員体制の充実を図ることとされている。横浜市教育委員会において、従来、福祉的課題への対応を中心に担ってきたSSWが、いじめ問題の対応にも十分に機能するためには、学校のSSWの役割に対する理解と信頼および相互の情報共有が不可欠である。このため、見直しにあたっては、学校に対してSSWのいじめ問題に係る新たな役割を十分周知するとともに、学校とSSW双方が動きやすい体制となるよう検討されたい。	ご指摘の通りと考えています。今後の取り組みの中で、関係局区とも連携してまいります。	外部有識者
57	4	(2) ②	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーが学校教育の目標を共通理解することができているか、それができたときに初めて専門性が生かされる。	ご指摘を踏まえ、今後の取り組みの中で検討してまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
58	4	(2) ②	不適切とはいえない。もっとも、本件においてSSWの活用が有用であったかどうかという点については不明である。	今後、SSWが関係機関との連携に中心的役割を果せるよう、体制整備や人材育成を進めてまいります。	外部有識者
59	4	(2) ③	今後、SSWは児童支援専任教諭と連携し、ケースカンファレンス時のアセスメントに必要な情報収集や他機関連携など、これまで以上に重要な役割を担うこととなる。本事項で挙げられている内容以外に、SSWを所管する学校教育事務所からのバックアップ体制の強化と併せて、研修システムの構築、スーパービジョン体制の確立が必要である。	ご指摘のとおりです。スーパービジョン体制として、局にスーパーバイザーを配置するほか、29年度から、学校教育事務所にチーフSSWを配置します。	外部有識者
60	4	(2) ④	SSWが適正に活用されているか関係機関や関係部局間での連絡調整が必要となる。文部科学省のSSW活用事業の実施要項にも示されている通り、こうした連絡調整の場として、SSWの活用に関する運営協議会の設置が求められる。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	外部有識者
61	5	(1) ②	「事実の確認を優先させた」という表現が不適切である。一定の時間に「事実の確認」ができず、そのために教育的な支援が行われなかったことが本件の問題点であることを明示すべきである。後段について、対応を依頼した後に、フィードバックを受けたのかどうかは明らかにすべきである（フィードバックが不十分なのに対応しなかったのか、十分なフィードバックを受けていたのに対応しなかったのか。）	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	外部有識者
62	5	(2) ①	「積極的な支援に向けた事務所内の体制」の整備及び「学校だけでは解決が困難な事案」に対する迅速な対応と支援は、こうした取り組みにつながる重要な再発防止策であり、大いに評価できる。しかし、学校に対して、こうした判断や支援を行うには、どの段階をもって学校教育事務所が学校の支援に入るか、判断基準が必要である。今後、こうした基準作りを進めていく必要がある。	重要な課題の一つとしてとらえております。今後の取り組みの中で進めていきます。	外部有識者
63	5	(2) ①	再発防止策の「保護者の気持ちを受止め、積極的に保護者や学校を支援する役割を徹底する」と示されている。その際、弁護士やSSW等とともにキーパーソンとなるのが指導主事であると考えられる。いじめの重大事態を未然に防止するためには、教科指導担当・生徒指導担当を問わず全ての指導主事が日頃から学校を訪問し情報を収集するとともに、早い段階から事案対応に関わることが必要である。さらに、こうした役割を徹底するためには、体制強化とともに指導主事への研修が重要と考える。	重要な課題の一つとしてとらえております。今後の取り組みの中で進めていきます。	外部有識者
64	5	(2) ①	再発防止策では、学校教育事務所について「事務所内の業務内容等の精選・見直しにより、積極的な支援に向けた事務所内の体制を整備する。」とされているが、体制の問題点について言及がないために、問題点と再発防止策の対応関係が不明確となっている。学校教育事務所は、学校を支援する重要な役割を担うことから、現行の組織体制について問題点を整理したうえで、今後の体制整備の方向性を示すことが望ましい。	ご指摘を踏まえ、再発防止策に反映しました。29年度予算においても、緊急対応チームの指導主事4名、チーフSSW4名を事務所兼務として、各学校教育事務所に配置することにより、体制強化を図ります。	外部有識者
65	5	(2) ①	積極的な「支援」という視点では、ケースによっては積極的な「介入」が必要となる場合がある。学校と事務局との関係の中で、どの時点で介入するかを示せば、学校も保護者も安心できる。	ご指摘を踏まえ、今後の再発防止策の取組の中で進めてまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
66	5	(2) ①	指導主事が学校指導をきちんとする、校長をきちんと指導するためには指導力のある指導主事の採用が必要である。指導主事のマネジメント能力を高める研修も必要である。	ご指摘を踏まえ、今後の再発防止策の取組の中で進めてまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
67	5	(2) ①	学校教育事務所は、指導力を自負してほしい。事務所の指導主事が動きやすくなるように、事務所の機能についても検討してほしい。	ご指摘を踏まえ、今後の再発防止策の取組の中で進めてまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会

※上記の意見は、平成29年2月15日の常任委員会で示した再発防止策（案）に対していただいたものです。

通し番号	項目	問題・対策 枝番	ご意見	対応	意見者
68	5	(2) ②	適切である。横浜市は日本最大の小中学校を擁する基礎自治体であるので、様々な問題が日々発生すると考えられ、学校が直接弁護士等の専門家のアドバイスを受けられる体制を整えることは重要である。迅速な対応を進めるためには、弁護士等の専門家を、短期的かつ集中的に各方面事務所に複数名配置することが望ましい。	ご指摘を踏まえ、特に弁護士等専門家の派遣について、新たな項目として位置付けました。	外部有識者
69	5	(2) ③	どこでも、どの状況においても、同じように手続きができるシステムとして考えるべきである。	ご指摘を踏まえ、今後の再発防止策の取組の中で進めてまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
70	5	(2) ③	いじめ関連問題のインシデント・アクシデントを数値化して、横浜市のいじめ問題の現象と傾向を分析してほしい。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
71	5	(2) ⑤	「専門相談との情報共有」においては、本事項にも示されている通り「相談者との信頼関係」と「相談者の理解」が重要な前提となる。相談者の相談内容が、無条件で関係機関間で情報共有がなされた場合には、相談活動のベースとなる「守秘義務」の原則に抵触し、相談者との信頼関係を損ねる危険性を孕んでいる。具体的な対応としては、相談者との信頼関係に根ざした情報共有の同意もしくはインターク段階での情報共有に関わる事前告知手続き（オプトアウト）が必要である。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	外部有識者
72	5	(2) ⑤	横浜市の専門職の相談内容等の情報共有において、「個人情報ゆえに連携できない」は無責任である。	相談内容の取扱いについては、難しい面もありますが、同意手続き等を検討する旨文章を修正しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
73	5	(2) ⑤	具体的に、児童の保護者から同意を受ける方法、児童が保護者に知られたいくない情報については、児童の同意を受けた上で対応する方法を明記すべきである。また、同意を受けられない場合については、相談で開示されたいじめ等の情報を基に対策を講じる必要がある。	ご指摘を踏まえ、同意手続き等を検討する旨文章を修正しました。	外部有識者
74	5	(2) ⑥	学校教育事務所は、各学校での事件や事例の経過を見守るモニタリングやフォローアップの機能を持つことが重要である。こうした機能を働かせることで、報告のあった事件や事例の経過について、学校だけでは気づくことができない変化を学校教育事務所が事前に把握し、大きな事件や事故につながるのを未然に防ぐことが可能となる。	ご意見を踏まえ、新たな項目を追加しました。	外部有識者
75	5	(2) ⑥	解決したと思ったものには、大人の意識がいきとどきにいくことになることに注意してほしい。	ご指摘を踏まえ、新たな項目を追加しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
76	5	(2) ⑥	いじめが解消した後も、被害・加害の児童生徒を教育的な観点から支援し、その後の経過から学ぶ姿勢が重要である。	ご指摘を踏まえ、新たな項目を追加しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
77	6	(1) ①	今回の事案については、第三者委員会への諮問が遅れたことが大きな問題であった。早く動いていれば、被害児童からの話を聞き、その後、加害といわれている子どもたちからも話を聞くことができた。また、同時並行で、それらの児童に対する学校側の教育的な配慮についてもアドバイスができた可能性があった。	ご指摘のとおりと考えています。今回の検討の中でも、大きな課題としてとらえています。	横浜市いじめ問題専門委員会
78	6	(1) ①	これ自体は適切である。しかし、本件の問題点は、学校と保護者との関係が良好でない中で、学校の調査が頓挫した場合に速やかに学校教育事務所と連携を行い、別の方法による調査が必要であったという点である。この点の指摘は必要不可欠である。	ご指摘のとおりと考えています。今回の検討の中でも、大きな課題としてとらえています。	外部有識者
79	6	(1) ②	前段につき、「重大事態といえない」と認定した場合は、当然のことながら調査や報告を行う必要はない。正確には、「いじめにより重大事態に至った」という申立てがあった場合には、法28条2項の「疑いがあると認めるとき」としてとらえ、「法の手続きに則って・・・」とすべきである。後段については適切である。	ご指摘を踏まえ、法第28条の2として対応すべきことが明確となるよう文章を修正しました。	外部有識者
80	6	(1) ②	保護者からいじめの重大事態として申し入れがあったのは平成27年12月だが、「重大事態」という言葉がなくても、いじめにより大きな被害が生じている旨の申し入れがあれば、当然重大事態の申し入れとして対応するべきであったと考える。	ご指摘のとおりと考えています。今回の検討の中でも、大きな課題としてとらえています。	外部有識者
81	6	(1) ②	学校の組織的対応については、これまで繰り返し文部科学省から、通知や研修を通じて周知徹底を行ってきた。横浜市教育委員会事務局は、これまでどのように文部科学省からの通知を学校現場に徹底させるよう指導していたのか、確認した上で今後の対応を検討すること。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	外部有識者
82	6	(2) ①	いじめ重大事態の調査や判断を円滑に進めるために、新たに緊急対応チームが教育委員会事務局に設置されることになっているが、ケースによっては児童や保護者、学校など、具体的な支援にも活用していくことを期待したい。	ご意見を踏まえて、今後の再発防止の取り組みにおいて進めてまいります。	外部有識者
83	6	(2) ①	本事案では、いじめ重大事態の判断を学校に委ねたことにより、結果として重大事態の調査の判断が遅れたとされたことを踏まえ、再発防止策においては、教育委員会事務局に「緊急対応チーム」を設置し、学校教育事務所・学校と連携し、的確に重大事態調査の判断を行うこととされている。「緊急対応チーム」の判断が的確になされるために、チームの構成員には指導主事等教員籍の職員だけでなく、法令に通じた事務職員を配置するとともに、判断が分かれる事案については、弁護士等専門家の意見を踏まえて対応することが望ましい。	ご指摘のとおりです。緊急対応チームには、専門性を持った多様な人材が配置されるよう、検討してまいります。	外部有識者
84	6	(2) ①	緊急対応チームを教育委員会に作るのはいいことだが、ここのチームの判断が的確でなければ、本委員会が機能しない。	ご指摘の件につきましては、緊急対応チームの今後の対応の中で進めてまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会

※上記の意見は、平成29年2月15日の常任委員会で示した再発防止策（案）に対していただいたものです。

通し番号	項目	問題・対策 枝番	ご意見	対応	意見者
85	6	(2) ①	今後、法律の正しい解釈の下、適切にいじめであるか否かの調査を実施できるよう、改めて周知徹底を図ること。	ご指摘のとおりです。 今後の対応の中で進めてまいります。	外部有識者
86	6	(2) ③	具体的な判断事例を通して判断基準を明確化した上で、理解・共有していくことが重要である。適正な判断ができる複数の眼を通して事例を詳細に検討することで、迅速で的確な判断につなげることは可能である。こうした判断基準の理解は、「いじめの定義の理解」にもつながる。こうした事例の判断基準や解決策は、研修等を通して教職員に周知していく必要がある。	ご指摘のとおりです。 今後の再発防止を検討する中で、具体的な事例検討等を行ってまいります。	外部有識者
87	6	(2) ③	調査の段階で子どもに誘導のない聞き方をすることが大事である。調査する間に記憶も変遷するので、子どもの記憶を変えないように、どうしたら事実が聞き取れるのかを工夫する必要がある。教育委員会だけ、児童支援専任だけではなく、教員にエッセンスの教育ができるといいし、どんな調査をすればよいか具体的に分かるものがあると役に立つであろう。	ご指摘のとおりです。 具体例を記載しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
88	6	(2) ③	具体的に事務局に担当課を設けるとか、専門家としてどのような者を予定するかにつき、明示することが望ましい。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	外部有識者
89	7	(1) ②	総括的に表現したせいで、不正確である。趣旨としては、加害児童・生徒に関する振り返り・コミュニケーション能力の向上ということと思われるが、調査報告の目的（重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生防止）とは異なる。	ご指摘を踏まえ、文章を修正しました。	外部有識者
90	7	(2) ①	被害児童生徒及びその保護者による開示請求は、法28条2項の提供であり、「公表」ではない。また、調査報告書の性質上、公表にはなじまないもので、公表については慎重に検討する必要がある。	調査報告書の公表については、今後の再発防止策の取り組みの中で、慎重に検討してまいります。	外部有識者
91	7	(2) ②	再発防止を考えるのであれば、第三者委員会の報告書をホームページ等で公表することは公平中立性を守る意味で大事である。	調査報告書の公表については、今後の再発防止策の取り組みの中で、慎重に検討してまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
92	7	(2) ②	本来、被害児童に対する開示の場合は、加害児童を含む第三者の個人情報を開示すべきではない。ただ、これはあくまでも「開示」の問題であり、「公表」の問題ではない。まず、公表の必要性についての議論が必要である。	調査報告書の公表については、今後の再発防止策の取り組みの中で、慎重に検討してまいります。	外部有識者
93	8	(1) ①	不適切である。「いじめの事実を明確にすることができなかった」から「いじめと認識することができなかった」のではないか。	ご指摘を踏まえ、矛盾のないよう文章を修正しました。	外部有識者
94	8	(1) ②	前段と後段が食い違っているように受け取れる。 前段が、「申し入れがあった場合には・・・」というのであれば、後段は、「申し入れがあったにもかかわらず調査を行わなかった」ということになる。 ただ、本件の問題点の摘示（主に後段）としては、「金銭授受を伴ういじめ」の訴えがあったにもかかわらず、これを「いじめ重大事態」の訴えとして認識せず、「弁護士を通じて・・・」ということになるものと思われる。	ご指摘を踏まえ、矛盾のないよう文章を修正しました。	外部有識者
95	8	(2) ①	「心身の苦痛を感じていること」とあるが、現場では、迷うことが多い。いじめの定義に関して事例検討をしながら、現場の役に立つ具体的な研修素材ができるとよい。	ご指摘のとおりです。 今後の再発防止策の具体的な取組の中で進めてまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
96	8	(2) ①	以下の研修等の活用も明記すること。 ○指導者養成研修（独立行政法人教員研修センター） ○出張行政説明（文部科学省初等中等教育局）	ご指摘を踏まえ、具体例を追加しました。	外部有識者
97	8	(2) ②	子どもがアクセスしやすい相談窓口等を作って欲しい。	ご指摘を踏まえて、文章を修正しました。	横浜市いじめ問題専門委員会
98	8	(2) ②	適切ではあるが、問題点との関連性が不明である。	申立てが取り上げられない対策として、検討したものです。	外部有識者
99	8	(2) ②	いじめの申し立て窓口の設置について、電話相談に加えてスマートフォンのコミュニケーションアプリの活用を検討するなど、より児童生徒が活用しやすい手法も検討すること。	具体的な取組については、今後、検討してまいります。	外部有識者
100	8	(2) ③	再発防止策の「3. 保護者との関係構築」「8. いじめの定義の理解」とも関連するが、いじめの定義の理解に関しては、教職員はもちろん、保護者や地域の方への更なる周知が必要である。 保護者や地域住民に対し、学校・市町村・県と重層的に、「いじめの定義」「どの学校でもどの子どもにも起こりうること」「子どもたちに何を教えていくか」等、いじめ防止に関して周知・啓発に努め共通認識に立つことが重要である。	ご意見を踏まえ、新たな項目を追加しました。	外部有識者
101	8	(2) ③	子どもがどんな気持ちを持っているのかを、大人が思いやる感性を磨くことが大事である。	今後の再発防止策の具体的な取組の中で進めてまいります。	横浜市いじめ問題専門委員会
102	8	(2) ③	我々の社会が、お互いがばっばいこうということを大事にしていけないことが全てに影響している。子どもは大人の真似をするということを教育者、社会全体が理解することが、いじめを防止する。大人の責任であることを言及してほしい。	ご指摘の件を踏まえ、新たな項目を追加しました。	横浜市いじめ問題専門委員会

※上記の意見は、平成29年2月15日の常任委員会で示した再発防止策（案）に対していただいたものです。



いじめ防止対策推進法（平成二十五年六月二十八日法律第七十一号）（抄）

最終改正：平成二八年五月二〇日法律第四七号

（最終改正までの未施行法令）

平成二十八年五月二十日法律第四十七号（未施行）

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

### （基本理念）

第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止)

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(学校の設置者の責務)

第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 いじめ防止基本方針等

### (いじめ防止基本方針)

第十一条 文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

2 いじめ防止基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
- 二 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項
- 三 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

### (地方いじめ防止基本方針)

第十二条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

### (学校いじめ防止基本方針)

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### (いじめ問題対策連絡協議会)

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

## 第三章 基本的施策

### (学校におけるいじめの防止)

第十五条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する

児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(関係機関等との連携等)

第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第十九条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取組を支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項 に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

第二十条 国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

（啓発活動）

第二十一条 国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### 第四章 いじめの防止等に関する措置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受け

た児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(学校の設置者による措置)

第二十四条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

(学校相互間の連携協力体制の整備)

第二十七条 地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備するものとする。

## 第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

## 第二十九条（省略）

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条 に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

## 第三十一条（省略）

## 第三十二条（省略）

（文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助）

第三十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項 の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

## 第六章 雑則

（学校評価における留意事項）

第三十四条 学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

(高等専門学校における措置)

第三十五条 高等専門学校(学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この条において同じ。)の設置者及びその設置する高等専門学校は、当該高等専門学校の実情に応じ、当該高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の防止、当該行為の早期発見及び当該行為への対処のための対策に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(検討)

第二条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 政府は、いじめにより学校における集団の生活に不安又は緊張を覚えることとなったために相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている児童等が適切な支援を受けつつ学習することができるよう、当該児童等の学習に対する支援の在り方についての検討を行うものとする。

(省略)



いじめ防止対策推進法案に対する附帯決議（平成 25 年 6 月 19 日 衆議院文部科学委員会）

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

二 教職員はいじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いじめに係る研修の実施等により資質の向上を図ること。

三 本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。

四 いじめを受けた児童等の保護者に対する支援を行うに当たっては、必要に応じていじめ事案に関する適切な情報提供が行われるよう努めること。

五 重大事態への対処に当たっては、いじめを受けた児童等やその保護者からの申立てがあったときは、適切かつ真摯に対応すること。

六 いじめ事案への適切な対応を図るため、教育委員会制度の課題について検討を行うこと。

七 教職員による体罰は、児童等の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、体罰の禁止の徹底に向け、必要な対策を講ずること。

平成二十五年六月二十日

参議院文教科学委員会

政府及び関係者は、いじめ問題の克服の重要性に鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- 二、いじめは学校種を問わず発生することから、専修学校など本法の対象とはならない学校種においても、それぞれの実情に応じて、いじめに対して適切な対策が講ぜられるよう努めること。
- 三、本法の運用に当たっては、いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意するとともに、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意すること。
- 四、国がいじめ防止基本方針を策定するに当たっては、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、専門家等の意見を反映するよう留意するとともに、本法の施行状況について評価を行い、その結果及びいじめの情勢の推移等を踏まえ、適時適切の見直しその他必要な措置を講じること。
- 五、いじめの実態把握を行うに当たっては、必要に応じて質問票の使用や聴取り調査を行うこと等により、早期かつ効果的に発見できるよう留意すること。
- 六、本法に基づき設けられるいじめの防止等のための対策を担う附属機関その他の組織においては、適切にいじめの問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性・中立性が確保されるよう努めること。
- 七、いじめが起きた際の質問票を用いる等による調査の結果等について、いじめを受けた児童等の保護者と適切に共有されるよう、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえながら対応すること。
- 八、いじめには様々な要因があることに鑑み、第二十五条の運用に当たっては、懲戒を加える際にはこれまでどおり教育的配慮に十分に留意すること。

右決議する。

# 横浜市教育大綱

平成27年9月

## はじめに



このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、本市では初となる「横浜市教育大綱」を策定いたします。策定に当たっては、今後の横浜の教育をより良いものにするという観点から、「総合教育会議」において、教育委員会の皆さんと十分な議論を行いました。

開港の地・横浜で育つ子ども達には、夢や希望を持ち、文化や芸術、スポーツなど本物に触れる豊かな体験を通して感性を磨き、一人ひとりの個性を大切にして成長してほしいと願っています。

また、教育は市政にとって極めて重要であり、そのことをしっかりと発信しながら、家庭・地域・学校・関係機関の連携を深めることによって、社会全体で子ども達が育まれる都市づくりに努めていきます。

現在、教育委員会では、平成 26 年 12 月に策定した「第2期横浜市教育振興基本計画」に基づいて、教育施策を進めています。

この「横浜市教育大綱」は、私が大切にしている教育に対する考えを教育委員会と共有しながら、「第2期横浜市教育振興基本計画」との整合性、連動性を図って策定しました。

子ども達は横浜の未来の希望です。子ども達一人ひとりが幸せに生きるとともに、社会で生き生きと活躍できるよう、“オール横浜”で横浜の教育を推進し、未来を担う横浜の子ども達を育んでいきましょう。

平成 27 年9月

横浜市長 林 文子

# 目 次

第1章 基本理念 ～未来を担う“横浜の子ども”の成長にあたって～……1

第2章 重点方針 ～“オール横浜”で進める横浜の教育～ …………… 2

第3章 5つの目標 ～教育施策の着実な推進～ …………… 3

「横浜市教育大綱」は、国の教育振興基本計画を参酌し、「横浜市中期4か年計画2014～2017」及び「第2期横浜市教育振興基本計画」を基本に、総合的な教育施策の目標や施策の根本となる方針を定めるために作成するものです。

〔対象期間〕

平成27年度から29年度までの3年間

【根拠法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項

「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

# 第1章 基本理念 ～未来を担う“横浜の子ども”の成長にあたって～

横浜の子ども達が健やかに成長し、豊かに生きるとともに、将来、積極的に社会と関わり、自らの役割と責任を果たせるよう、次に掲げる3つの理念を重視しながら、横浜の教育を進めていきます。

## <人を思いやる優しさと豊かな感性>

人とのつながりを大切にするとともに、他人の考えや多様な価値観を尊重することができる心を育みます。

### 【将来の姿】

- 相手の立場や気持ちを思いやって行動できる
- 文化・芸術などを学び体験する機会を通して得た、豊かな感性を大切にする

## <世界で活躍できるためのグローバルな視点>

開港の地・横浜の進取の気風のもと、多様性を認める柔軟さを持ちつつ、世界の人々と積極的にコミュニケーションを取り、協働・共生する姿勢を養います。

### 【将来の姿】

- 国際社会の中で、バランス感覚を持ちつつ、自ら挑戦する気概を持つ
- 横浜の歴史や伝統文化に対する理解を深め、様々な国の人々と理解し合い協働できる

## <自立して生きていく力>

複雑化・多様化する社会の中で、自らを成長させながら、社会の一員としての役割と責任を果たすために必要な力を育みます。

### 【将来の姿】

- 自らの健やかな体をつくとともに、夢や希望、目標を持ち、それに向けて努力し、学び続ける
- 自分自身が社会で何ができるかを考え、互いに助け合いながら、困難の解決に向けて行動できる

## 第2章 重点方針 ～“オール横浜”で進める横浜の教育～

全ての子ども達が、持続可能な社会について考えを深めながら、社会の担い手として生き生きと活躍できるよう、“オール横浜”で横浜の子どもを育みます。

### 重点方針1 まち全体で子どもを育む教育の推進

- 家庭・地域・学校が協力・連携し、子どもの成長を支えるとともに、子ども達の地域活動への参加を促すことで、まちの活性化につなげます。
- 幼稚園・保育所から小中学校、高等学校へと子どもの成長過程におけるつながりを大切にしながら、未来を担う横浜の子どもを育みます。
- 学校と区役所、児童相談所、地域療育センター、警察等の関係機関が協力・連携し、支援が必要な子ども・家庭に対し、切れ目なく対応していきます。

### 重点方針2 横浜ならではの資産を生かした多様な教育機会の創出

- 学校にアーティストを派遣する芸術文化教育プログラムや特色ある芸術フェスティバル、オリンピック・パラリンピックに合わせた文化プログラムなどを通じて、子ども達が本物に触れ、豊かな感性を育む機会を創出します。
- 国内外から人々が集う国際的なMICE拠点都市として、グローバルに活躍する人材との交流から生まれる学びや、横浜を訪れる外国の方々とのコミュニケーションなどを通じて、世界に開かれた心を育む機会を創出します。
- 地域コミュニティの核となる商店街や、環境・健康など成長・発展分野に挑戦する企業の協力を得た職場体験などを通じて、子ども達が職業観や自分の将来の姿を思い描く機会を創出します。

### 重点方針3 子どもの豊かな学びを支える教育環境づくり

- 教育課題が複雑化・多様化する中、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育を進められるよう、専門家をはじめ、様々な人材がチームとして学校を支える環境を整えます。
- 教職員がワーク・ライフ・バランスを図りながら、生き生きと働くことができる職場づくりを進めるとともに、教職員が子どもとしっかり向き合う時間を十分に確保できる環境を整えます。
- グローバル化やICT化の進展など社会状況の変化に応じた教育活動を行えるよう、教員が自ら学び続けられる環境を整えます。

## 第3章 5つの目標 ～教育施策の着実な推進～

基本理念と重点方針を踏まえ、市長部局と教育委員会の関係部署がしっかりと連携を図りながら、教育施策に取り組んでいきます。具体的な取組は「第2期横浜市教育振興基本計画」に記載した「5つの目標」に基づき推進していきます。

### 目標1 ー 開港の地 横浜の子どもたち ー

#### ▶「知」「徳」「体」「公」「開」で示す“横浜の子ども”を育みます

##### ○横浜らしい教育の推進

小中一貫教育を推進し、横浜を愛し積極的に社会に関わり貢献しようとする態度、横浜の歴史や伝統・文化を尊重し、国際社会で活躍するためのコミュニケーション能力等の育成に取り組めます。

##### ○確かな学力の向上

問題解決的な学習を推進し、基礎・基本の定着と学んだことを活用し考え表現する力、自ら進んで学習する態度を育みます。保護者や地域と連携して学力の向上に取り組めます。

##### ○豊かな心の育成

礼儀や規律を重んじ、人格や生命を尊重して行動する力を育むとともに、実生活との関連を重視した道徳教育を充実させます。だれもが安心して豊かに過ごせる学校づくりを推進し、いじめの根絶と不登校の減少を目指します。文化芸術体験を通じ豊かな感性や情操を養います。

##### ○健やかな体の育成

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、運動意欲の向上や運動機会の拡充を図り、運動に親しむ子どもを育むとともに、保護者や地域と連携して体力向上に取り組めます。食育を推進し健康な体をつくる子どもを育みます。

##### ○特別なニーズに対応した教育の推進

特別な支援が必要な子どもの状況に応じた指導・支援を行うとともに、日本語指導が必要な子どものニーズに合わせた教育を行います。

##### ○魅力ある高校教育の推進

多様な文化・価値観への理解を深め、世界的視野や問題解決能力等を養い、国際社会で活躍できる人材を育成します。次代を担う人材の育成に取り組むために、特色ある高校づくりを推進します。



## 目標2 ー 尊敬される教師 ー

### ▶誇りや使命感に満ちた信頼される教職員を確保・育成します

- 「教師」としての使命感や情熱、実践的指導力等の資質・能力を有する人材を確保します。即戦力となる優れた人材の確保を目指し、大学との連携を進めます。
- 学校現場でのOJTの充実のほか、研修と研究の効果的な実施により、授業力・教師力の向上を目指します。学び続ける教員の支援に向け、大学や民間企業との連携を図ります。

## 目標3 ー 信頼される学校 ー

### ▶学校の組織力を高め、信頼される学校を目指します

- 校長等がマネジメント力の向上や情報発信に取り組み、組織的な学校運営を推進します。きめ細かな指導・支援体制や職場環境の充実などを行うことで、教職員の負担軽減に取り組みます。また、学校教育事務所の機能強化を図り、自主的・自律的な学校運営を支援します。
- 県費負担教職員の市費移管のために必要な制度設計を行うとともに、移管後の教職員配置等を工夫します。

## 目標4 ー 子どもの成長を支える地域・社会 ー

### ▶家庭・地域・学校が連携し、子どもの成長を支えます

- 地域の人材を学校運営に活かし、地域と学校が貢献し合う関係を構築します。
- 学校や家庭、区役所、警察等の関係機関が協力・連携して全ての子どもを支えます。

## 目標5 ー 教育環境の整備・生涯学習の推進 ー

### ▶子どもの教育環境を整備するとともに、市民の学習活動を支援します

- 子どもの安全・安心を確保し、より良い教育環境の整備を進めます。
- 区役所・図書館・学校の連携により、地域全体で読書活動を推進するとともに、図書館サービスを充実させます。横浜らしい文化財の保存・活用を図り、横浜の歴史を学習する場を充実させます。



平成 27 年 9 月 横浜市教育委員会事務局 教育政策推進課

〒231-0017 横浜市中区港町 1-1

電 話 045-671-3243 FAX 045-663-3118

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/sougoukyouikukaigi/h27.html>

## 横浜市総合教育会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4の規定に基づき、市長が設置する横浜市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第2条 会議の議長は、市長が担う。

2 議題に応じて、副市長及び関係区局長等は、会議に出席できるものとする。

### (議題)

第3条 会議では、法第1条の4第1項に規定する協議及び調整に関する事項を議題とする。

### (関係者等の出席)

第4条 会議は、法第1条の4第5項の規定により意見を聴くため必要があるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めることができる。

### (会議の傍聴)

第5条 会議の傍聴に関する事項は、別に定める。

### (議事録の作成及び公表)

第6条 市長は、会議の終了後、その議事録を作成する。

2 議事録に記載する事項の概目は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項及び年月日時
- (2) 出欠席者の氏名
- (3) 会議日程
- (4) 議題に関する出席者の発言要旨
- (5) その他市長が必要と認める事項

3 議事録は、会議を非公開で実施した事項その他公表に適さない事項を除き、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

### (幹事会)

第7条 会議の議題に関する事前調整等を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、市長部局及び教育委員会事務局のうち、会議の議題に関係する職員で構成する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、教育委員会事務局総務部教育政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会議での協議により決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から適用する。